

第14回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～小売全面自由化に係る詳細制度設計について～

平成27年7月28日(火)

1. 託送料金の割引制度について(報告事項)

WGにおけるこれまでの議論

（１）割引額の考え方について

- ・小売全面自由化の実施に当たっては、（１）潮流改善効果に着目した割引を導入することとし、（２）設備の利用実績に応じた割引を導入するか否かについては、引き続き検討することで合意が得られた。【第１１回WG】

（２）潮流改善効果に着目した割引の対象となる電源について

- ・低圧連系電源を対象に追加することで合意が得られた。【第１０回WG】
- ・電事連より、基幹系に連系している電源を対象外とする旨の説明がなされたが、合意が得られなかった。【第１１回WG】

（３）潮流改善効果に着目した割引の対象となる地域について

- ・より細かな単位（例えば市町村単位）で需要地近接地域（又は電源不足地域）、逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定することで合意が得られた。【第１０回WG】

小売全面自由化実施時の託送料金割引について

○WGにおけるこれまでの議論を踏まえ、一般電気事業者は、７月末までに認可申請を行うこととなる託送供給等約款において、以下の要件を満たす託送料金の割引制度を盛り込むこととなる。

- ①当面は、潮流改善効果に着目した割引制度とし、その他の論点については継続検討課題とすること。
- ②基幹系、特別高圧、高圧、低圧に連系している電源を割引の対象とすること。
- ③より細かな単位（例えば市町村単位）で需要地近接地域（又は電源不足地域）、逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定すること。

○なお、地域設定の考え方や割引額の考え方については、省令の規定に基づき、事業者が経済産業大臣に届け出ることとなる。また、届出を受けた経済産業大臣はその基準を公表することとなる。

○さらに、地域設定や割引額設定に係る考え方の適正性は託送供給等約款の認可プロセスの中で審査することとなる。

1. 制度の考え方

- 現行の需要地近接性評価割引の考え方を基本として、低圧電源を対象に含めつつ、その潮流改善効果や設備の利用実績等に応じてきめ細かく割引額を設定する考え方。
- 具体的には、物理的な電気の潮流に着目し、
 - (1) 需要地近接地域（又は電源不足地域）を設定し、当該地域に設置された電源を利用する場合
 - (2) 上位系統への逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定し、当該地域に設置された高圧・低圧電源を利用する場合に託送料金を一定程度割り引くもの。

2. 需要地近接性評価割引の適用対象の考え方（例）

- (1) 対象電源の見直し
 - ・現行では需要地近接性評価割引の対象とされていない低圧連系電源を対象に追加
- (2) 対象地域の見直し
 - ・より細かな単位（例えば市町村単位）で需要地近接地域（又は電源不足地域）、逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定

3. 割引額の算定方法（例）

- (1) 潮流改善効果に着目した割引額の算定方法（例）
 - ①特別高圧に連系する電源 → 現行同様に特高需要に係る送電ロス分を割引
 - ②高圧に連系する電源 → 高圧需要に係る送電ロス分を割引
 - ③低圧に連系する電源 → 低圧需要に係る送電ロス分を割引 ※需要地近接地域に設置されていることが前提
 - (2) 設備の利用実績に着目した割引額の算定方法（例）
 - ①高圧に連系する電源 → 特別高圧設備を利用していないことによる割引
 - ②低圧に連系する電源 → 特別高圧設備（及び高圧設備）を利用していないことによる割引
- ※逆潮流が発生しないと考えられる地域に設置されていることが前提。

- 第10回WGでお示した選択肢5について、（１）潮流改善効果に着目した割引については本WGにおいて概ね合意が得られた一方で、（２）設備の利用実績に応じた割引については本WGにおいて合意が得られていない上に、賛成・反対の双方の立場に一定の合理性があると考えられる。
- また、仮に（２）を導入する場合には、現行託送料金設定の基本原則である需要地の電圧別課金という原則そのものを見直す必要があるとも考えられる。
- このため、小売全面自由化の実施に当たっては、（１）潮流改善効果に着目した割引を導入することとし、（２）設備の利用実績に応じた割引を導入するか否かについては、引き続き検討することとしてはどうか。

※なお、（１）潮流改善効果に着目した割引を導入するに際しては、①託送料金の引下げ、②発電者への直接支払の２方式が考えられる。

（参考）第10回WG資料より抜粋

（１）潮流改善効果に着目した割引額の算定方法（例）

- ①特別高圧に連系する電源 → 現行同様に特高需要に係る送電ロス分を割引
- ②高圧に連系する電源 → 高圧需要に係る送電ロス分を割引
- ③低圧に連系する電源 → 低圧需要に係る送電ロス分を割引 ※需要地近接地域に設置されていることが前提

（２）設備の利用実績に着目した割引額の算定方法（例）

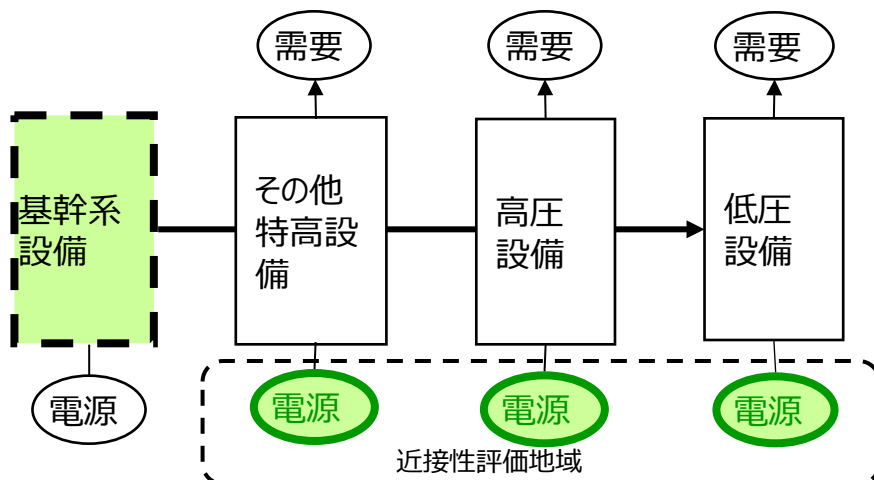
- ①高圧に連系する電源 → 特別高圧設備を利用していないことによる割引
- ②低圧に連系する電源 → 特別高圧設備（及び高圧設備）を利用していないことによる割引

※逆潮流が発生しないと考えられる地域に設置されていることが前提。

- 現行の近接性評価割引では、一定の地域で発電された電気を対象に、当該発電によって一般電気事業者が発電した電気に係るロスの低減を評価し、一定の割引を行っているが、以下のような課題の発生が想定される。
 （課題1）ライセンス制の導入に伴って各電気事業者の役割分担が明確になれば、一般送配電事業者として評価すべき対象は、発電事業者としてのロス低減ではなく、送配電設備の投資抑制ではないか。
 （課題2）分散型電源の導入によって基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることを評価することが考えられるが、現行の近接性評価割引ではこの点が評価されないのではないかと。
- 仮に、こうした課題を解消すべく評価を見直す場合、近接性評価地域における電源（基幹系統に接続している電源を除く。）で発電される電気について、基幹系統に係る減価償却費等を託送料金から割引くことが考えられる。なお、設備投資の抑制を評価する趣旨を踏まえ、割引にあたっては、これら電源のkW価値を踏まえることが必要。

$$\text{割引単価} = \text{基幹系統に係る減価償却費等} \div \text{電力量} \times \text{kW価値補正率}$$

■ 投資抑制に係る評価のイメージ



<近接性評価地域における電源への割引の具体例>

－ 基幹系統に接続する電源の場合
割引なし

－ その他の電源の場合

割引単価 = 基幹系統に係る減価償却費等相当を
kW価値で補正

※ 需要が連系していて、その需要に応じて常時送電できるように構築している設備は評価対象外であり、高圧・低圧電源の評価対象も基幹系統に限られる。

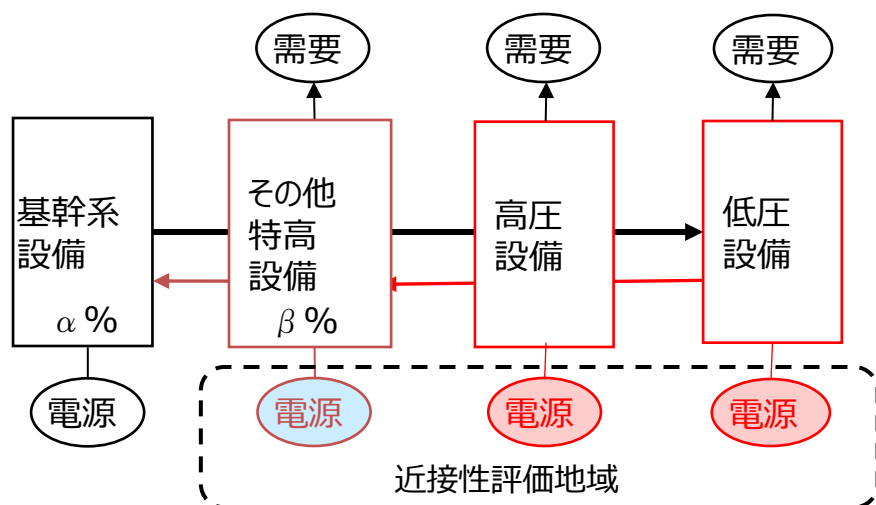
○現行の同時同量ルールでは、託送供給の利用者に対し、基幹系統を通じて需要家に電気を届けるまでのロス分についても追加的に発電することを求めているが、以下のような課題の発生が想定される。

（課題）実態として近隣に電気が流れる分散型電源のようなケースの中には、上位系統のロス分についてまで発電することを求める必要がないものもあり得る。

○こうした課題を解消するため、近接性評価地域における電源（基幹系統に接続している電源を除く。）で発電される電気について、上位系統のロス分に係る電気価値を託送料金から割引くことが考えられる。
なお、低圧の電源で発電される電気は、一般的に柱上変圧器を介して高圧の流通設備に流入する実態を踏まえ、特別高圧以上のロス分を割引の対象とする。

$$\text{割引単価} = \text{発電費相当（取引所価格等）} \times \text{上位系統のロス率}$$

■ ロスに係る評価のイメージ



＜近接性評価地域における電源への割引の具体例＞

基幹系のロス率を $\alpha\%$ 、その他特別高圧のロス率を $\beta\%$ とすると、

－特別高圧電源（基幹系統に接続している電源を除く）の場合

$$\text{割引単価} = \text{発電費相当} \times \alpha\%$$

－高圧・低圧電源の場合

$$\text{割引単価} = \text{発電費相当} \times (\alpha + \beta)\%$$

<事務局説明>

現行の需要地近接性評価割引をベースにしながら、対象電源を低圧まで広げる、対象地域を詳細化する、実際の電気の流れに着目して特別高圧への逆潮流がない場合には特別高圧の割引を行うなどといった見直しを行うこととしてはどうかというご提案でございます。

<遠藤委員>

託送料金の割引制度ですが、8ページに、先ほどからよく出ていますが選択肢5 というのがありまして、これに対しましては基本的に賛成申し上げます。事務局案に示されているとおり、割引価格の設定に当たっては、設備の利用実績等も含め実態を反映した形で整理していただければと思っております。

<圓尾委員>

私も、割引料等の細かい算定方法が 書いていないので、おおむねこれでいいとは思いますが、何人かの方もおっしゃったとおり、余り細かくやろうとしてもコストだけかかって無駄だと思いますので、ある程度ざっくり地域を区 切って決めていくことが大事だと思います。ただ、逆潮についても、常に逆潮している地域もあれば、全然しないところもあるでしょうし、したりしなかったりで、ならしてみたら半分ぐらいという地域もあると思いますので、こういう割引制度を入れるとしたら、例えば地域を区切った上で割引を100%入れるところと50%入れるところとゼロにするところ、というような形で色をつけていくのも一つの考え方かなと思っております。そのときには市町村単位よりももう少し細かいものが、最初は大変な作業になりますけれども、必要と思います。

<野田委員>

託送料金割引についてです。設備を利用していないと捉えて割引を行う という考え方には違和感があります。

事務局の提案では上位電圧への逆潮流が発生しない地域等に設置される電源は上位電圧の流通 設備を利用していないとして託送料金を割引する案が新たに示されたわけでありましたが、低圧、高圧の電源を利用するということで託送料金から特別高圧の流通設備コスト相当を割り引いてしまうと、特別高圧のお客さまが低圧電源から電気を購入される場合でもあっても特別高圧の流通 設備コストすら申し受けないことになります。

また、低圧、高圧の電源で発電された電気が物理的には低圧、高圧の需要で消費されると見る この案では、同時に特別高圧の電源で発電された電気が特別高圧の需要で消費されると見ることにもなりかねません。そうしますと低圧、高圧のお客さまが特別高圧の電源から電気を購入される場合でもあっても特別高圧の流通設備コストしか申し受けないことになります。

<横山座長 取りまとめ御発言>

小売全面自由化の詳細制度設計の中の託送料金の割引制度、案5につきまして賛成だというご意見もありましたけれども、一般電気事業者さんのほうからいろいろなケースがあって、まだ 詳細には詰め切れないのではないかという話もありましたので、これは次回も引き続いて議論をさせていただくということではないというふうに思います。

<事務局説明>

託送料金の割引制度についてでございます。(中略)

すなわちこれまでの議論から潮流改善に着目した割引については大きな異論がなかった一方で、設備の利用実績に応じた割引につきましては賛否の両論があり、その見直しを行う場合には 託送料金のつくり方を根本的に考え直す必要も出てくるのではないかということで、2016年の小売自由化に際しては、潮流改善に着目した割引、これはその低圧電源を対象とすることあるいは 対象地域をきめ細かく設定し直すことなども含まれますけれども、これを実施する前提で作業を進める。一方で、設備の利用実績に応じた割引につきましては、2016年からの実施ということにこだわらずに引き続き議論を継続するということでご提案をしております。もちろん本日もご議論いただきますので、合意が得られるものについては実施の方向で準備を進めるということでございます。この託送料金の割引制度については、電気事業連合会からも提案がございますので、後ほどご説明をいただきます。

<遠藤委員>

託送料金の割引の件ですが、事務局の案にもありますけれども、潮流改善効果に着目して割引を導入することは当然だと思っています。一方で、設備の利用実績に応じた割引については引き続き検討ということですが、先ほどから議論になっています電事連さんの資料を見ると、託送費への影響というのが少なからずあると思われるので、エリアを見直すようなことも含めて、ワーキングできちんと議論をしていただきたいと考えております。今の割引制度だと、電力会社さんのほうからエリアなどは提案されるということになっているようですけれども、きちんとワーキングの中でも議論をさせていただければと思います。その電事連さんの案について1点申し上げたいのですが、今回の試算では、基幹系統に接続している電源というのが近接性評価の対象外となっておりますけれども、これは少し強引なのかなと思います。基幹系統に接続された電源でも潮流改善に貢献しているものというのがありますし、そういった電源は現在、近接性評価の対象となっているというわけですので、今後も継続すべきだと思っています。どういった電源を対象とするかという観点で言いますと、例えば総括原価で回収したような古い電源まで対象とする必要はないと思いますけれども、これから新設する電源あるいは現状で適用対象になっているような電源については、少なくとも継続する必要があるのではないかと考えております。

<横山座長 取りまとめ御発言>

本日の議論をまとめたいと思いますが、(中略) 託送料金の割引制度につきましては、8-2の資料にございますような事務局の方向性につきまして、いろいろご意見をいただきましたけれども、ご指摘を踏まえながら2016年から実施するものと抜本的に整理しなきゃいけないもの、そういうものをちゃんと整理いたしまして対応させていただきたいと、事務局のほうにそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

<谷口委員代理 秋山氏>

託送料金の割引、ちょっと古い話で恐縮なんですが、これの見直しというのが、まだ具体的な方向性とか評価の方法というのが明らかになっていないんじゃないかと我々は認識しております。たしか前々回のワーキングで、事務局様から、まずは現行の考え方を基本としつつ、低圧の電源を対象に含めて、あとはその対象地域ですか、こちらを市町村単位により細かな方法で見っていく方法で見直すという整理がなされた一方で、例えば電事連様からは基幹系統の電源を外すといった案が示されたと記憶しております。当社は電事連さんの案に対しましても、基幹系統を対象から外すことは見直してほしいですという意見を述べるとともに、また、事務局の案に対して、対象エリアの見直しにつきましてもこの本ワーキングでもう少しきちっと議論をしていただきたいという要望をしたと覚えています。ですので、本件につきましては、非常に我々事業者に対しては影響が大きな話でございますので、本ワーキングの議論についてはまた改めてご検討いただけないかなというふうに考えております。そうしますと、もう来月に迫っております申請の段階ですので、まずは現行、これまでの考え方というのを基本にして、プラス低圧電源を追加することにとどめていただいて、今後の議論の結果を踏まえて柔軟に見直していただくという進め方が妥当ではないかなというふうに考えてございます。

<圓尾委員>

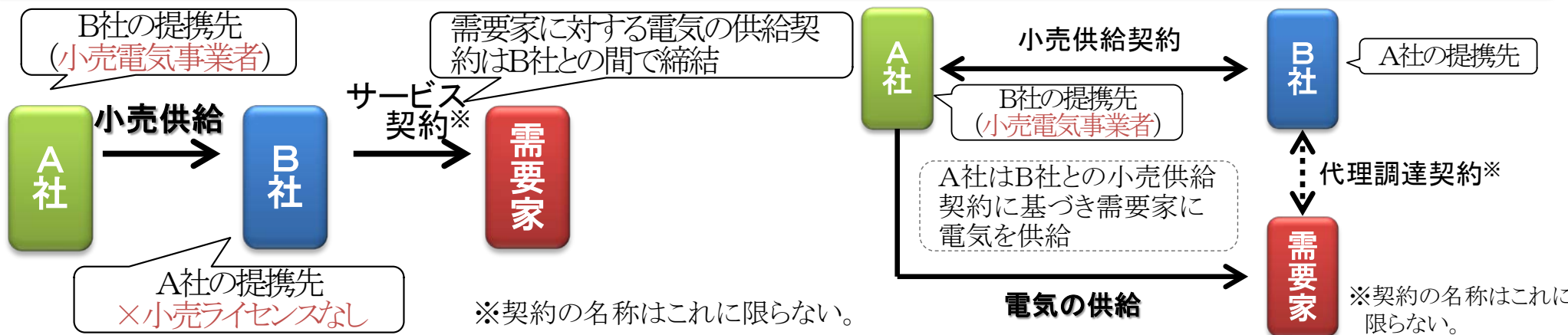
来月には託送約款の申請という期限がある中で、何回か議論してきた低圧託送に関しての項目が今回ちょっとなかったんですけども、これに関してきちっと結論が出てなかったと思いますので、それに関してどういうふうに考えればいいのかというのをちょっと事務局からご説明いただければありがたいと思います。

2. 小売営業に関連するビジネスモデルについて

◇小売全面自由化に向け、事業者による新たなビジネスモデルの創出が想定されており、そうした全面自由化を契機とした事業者による取組は望ましいことである。

◇前回WGにおいては、事務局より、そうした新たなビジネスモデルのうち、問題になると考えられる具体的な事例を提示(下図参照)の上、以下のような考え方を示したところ。

- ー小売ライセンスを有していない事業者が需要に応じ電気を供給すること(左図)については、(契約の名称が小売供給契約でなくとも)許容すべきでない。
- ー小売電気事業者から需要家の敷地内で供給を受けた電気を、当該需要家に再販・転売すること(左図)については、(ライセンスの有無にかかわらず)許容すべきでない。
- ー実際の電気の使用者でない者(右図のB社)が需要家に代わり当該者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該者(右図のB社)に書き替え、小売電気事業者と小売供給契約を締結すること(右図)については、原則として許容すべきでない。

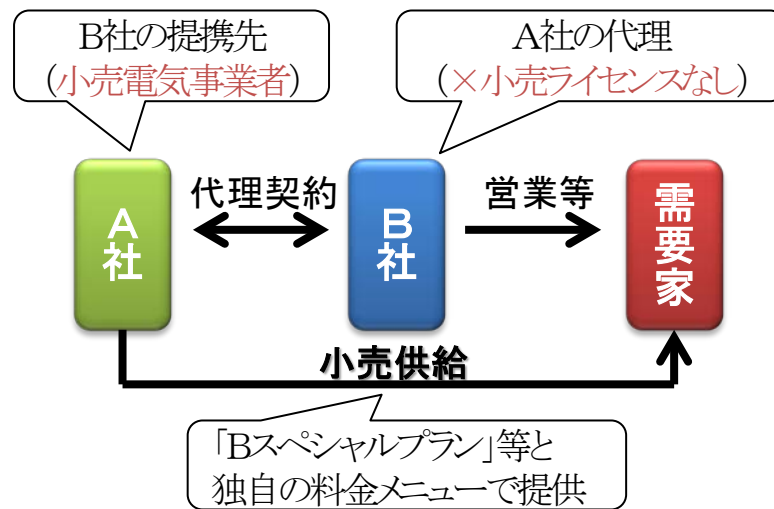


◇小売全面自由化に向け、事業者による新たなビジネスモデルの創出が想定されるところ。

◇小売電気事業者同士が提携し、一方の事業者のブランド名を他方の事業者が利用するビジネスモデルのほか、以下の【類型①】のようなモデルも想定されるが、電気事業法上、問題となる行為とは認められないことから、原則許容すべきものと考えられる。

【類型①】

提携先の小売電気事業者(A社)と代理契約を締結し、自社(B社)が持つ他のサービス(通信等)とのセット契約を目的として独自の料金メニューなどによる小売供給契約の締結の代理を行う。



⇒需要家と小売供給契約を締結するのは、小売電気事業者たるA社であり、**電事法上許容される**。

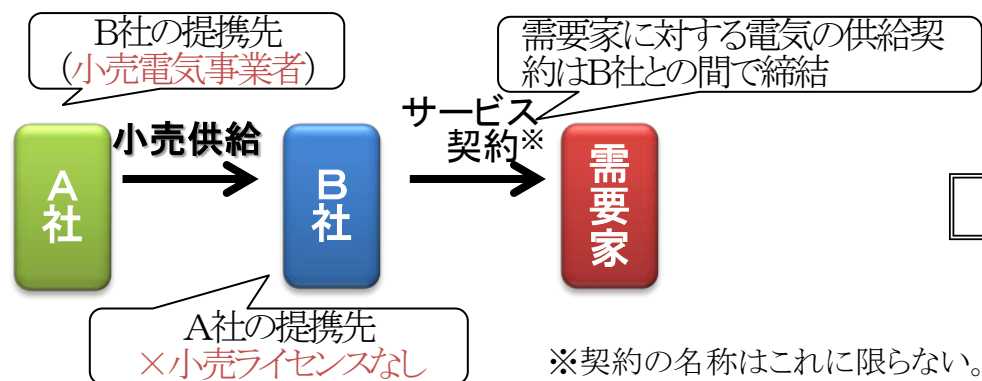
※なお、この場合、B社は小売電気事業のライセンスを保有しないが、「小売電気事業者の代理」として第2弾法における説明義務等の対象となるため、需要家保護策は担保可能。

◇他方、電気事業法上、「需要」とは、基本的に最終的な電気の利用者や受電実態を有する者など、**物理的に電気の需要の実態があることを前提**としており、電気の小売供給契約は、**需要家たる最終的な電気の利用者などと、当該者に電気を供給する者との間において締結することが原則**。

◇こうした原則の下、今後想定される以下のようなビジネスモデルについてどのように考えるべきか。

【類型②】

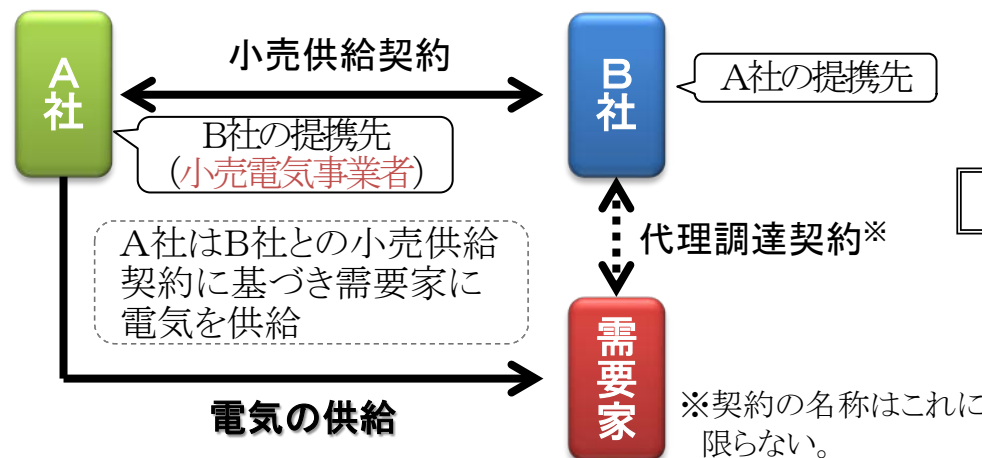
提携先の小売電気事業者(A社)から小売供給を受けた者(B社)が電気を需要家に提供。



B社は需要に応じ**電気を供給しているにもかかわらず、小売電気事業者として登録を受けていないことから許容すべきではない**のではないか。

(注1) 現行法上もB社が一般電気事業者の許可や特定規模電気事業者の届出などを行っていない場合は許容すべきではない。

(注2) 需要家の屋内でB社がA社から小売供給を受け、当該需要家に転売する行為も含む。



B社は**物理的な電気の需要の実態がないにもかかわらず、小売供給の相手方となっていることから許容すべきではない**のではないか。

(注3) 現行法上もA社とB社との電気の需給契約は許容すべきではない。

(注4) 契約上の需要家の名義を「B社」に変更する行為もこのケースに含む。

◇【類型②】については、前述のとおり許容しがたい法制上の問題が認められることに加え、**第2弾法に基づく需要家への説明義務等がB社には課されず**、以下のような不適切な事例が想定されることから、**需要家保護の観点からも許容しえない**のではないか。(第2弾法において、無登録営業として罰則の対象となりうる。また、B社が小売電気事業者の場合、こうした行為は業務改善命令等の対象となる。)

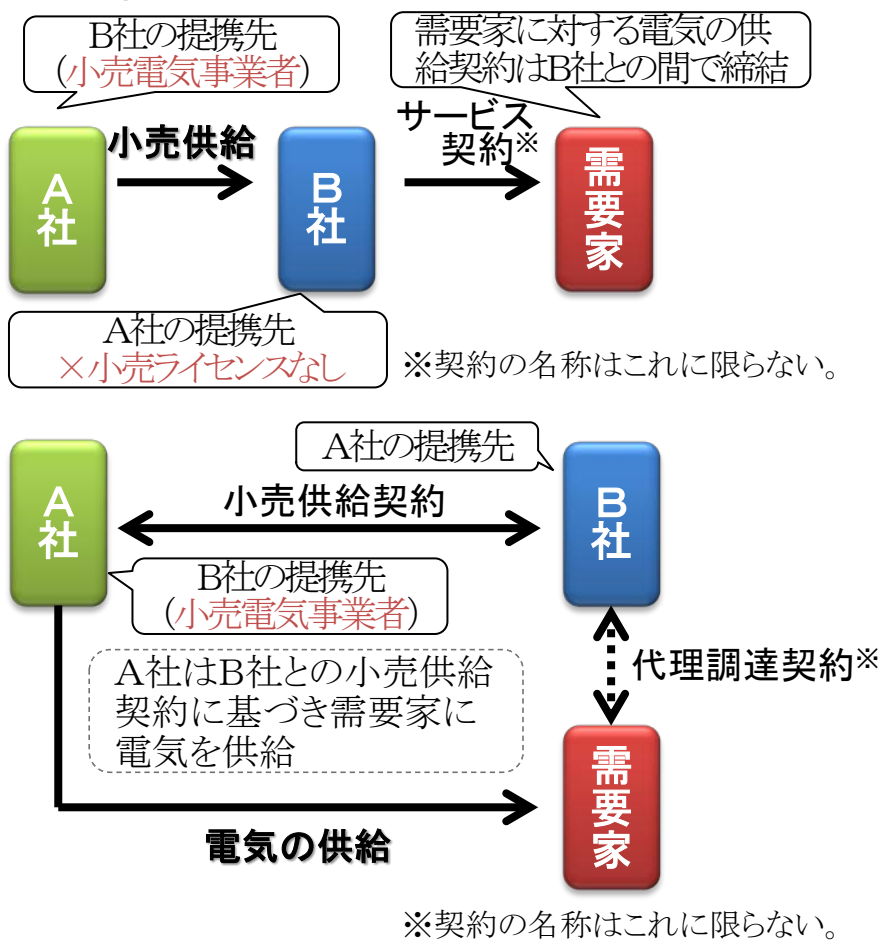
◆想定される不適切な事例◆

「需要家」が「B社」に対し、別の事業者からの供給を希望する旨伝えたところ、「B社」から契約締結前に説明を受けたものよりも高額な違約金を請求された。
⇒第2弾法の趣旨に反することが明らかにもかかわらず、「B社」は業務改善命令等の対象とならない。

「需要家」は「B社」に対し電気使用料を支払っているにもかかわらず、「B社」が「A社」に小売供給料金の支払いを滞納したため、「A社」は「B社」に対し、督促等を行った後、小売供給を停止(契約解除)した。
⇒「需要家」は自らの関知し得ないところで(突発的に)小売供給の停止(契約解除)を受けることとなる。

「A社」から電気の供給を受ける「需要家」の名義が「B社」に変更された場合、「需要家」は小売供給契約の当事者ではなくなる。
⇒「需要家」は自らの意思で事業者を選択できない。

【類型②】

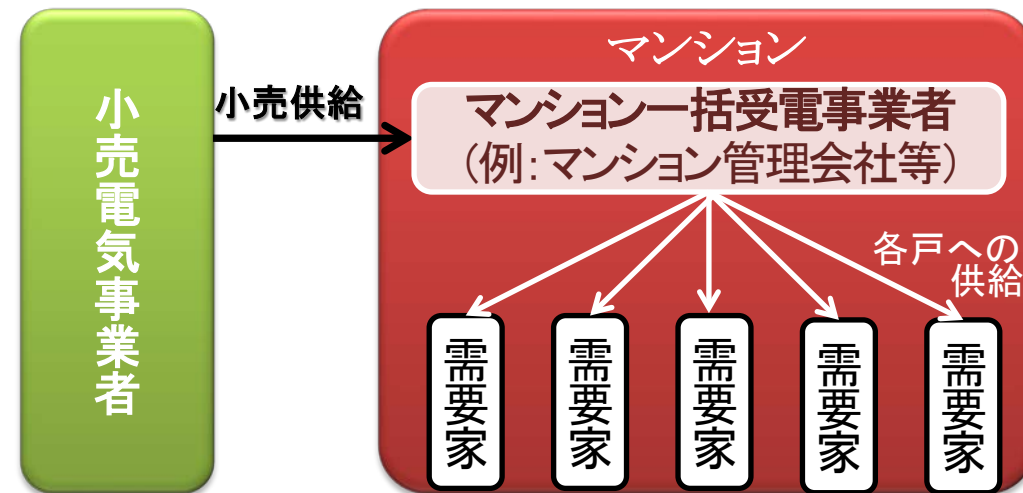


◇このほか、現行の電気事業法上許容されている「マンション一括受電」については、第2弾法上も許容されるものであるが、需要家保護の観点から、一括受電事業者が各戸へ供給条件等の説明などを適切に行うべきことをガイドラインで位置付けてはどうか。

◇また、今後新たなビジネスモデルとして想定される需要家代理モデル^(注)については、【類型②】とは異なり、小売電気事業者と需要家の間で小売供給契約が締結され、当該小売電気事業者を第2弾法の規制対象とすることが可能になることから、許容すべきではないか(こうしたビジネスモデルの場合も需要家と代理契約を締結する代理事業者が需要家に対し、小売供給の供給条件等の説明等を適切に行うべきことをガイドラインで位置付けてはどうか。)。

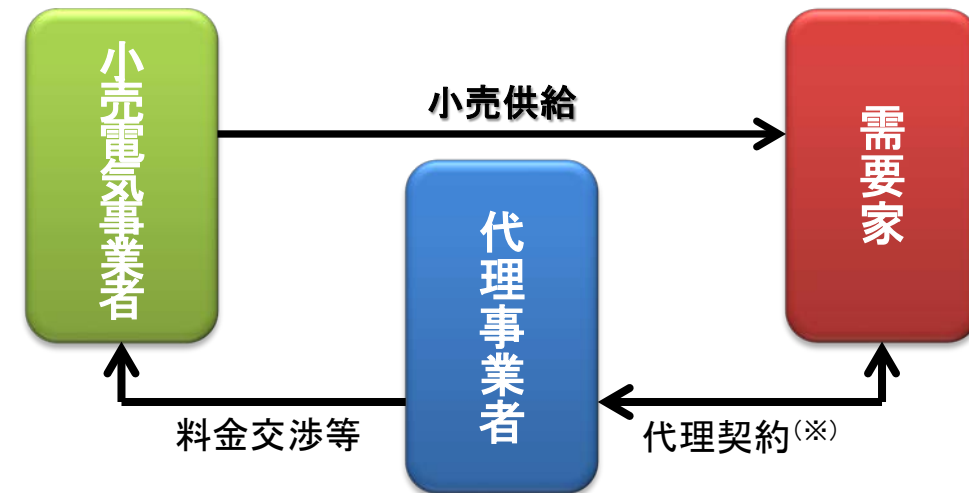
(注) 需要家に代わって、小売電気事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらすビジネスモデル。

【マンション一括受電モデル】



受電設備の所有や維持・管理を行うなど、受電実態を有するマンション一括受電事業者がマンション各戸の需要家に供給する行為は、マンションという一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上、非規制。

【需要家代理モデル】



アグリゲータはあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体は小売電気事業者と需要家。
(※) こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

◇前回WGにおいて小売電気事業者のライセンスを有しない者が、小売電気事業者の代理として、当該小売電気事業者と需要家との小売供給契約の締結の代理を行うことは電気事業法上許容される旨を紹介した(12頁参照)が、同様に、需要家への説明義務等を負うことを前提に、小売供給契約の締結の「媒介」又は「取次ぎ」を行うことも許容される。

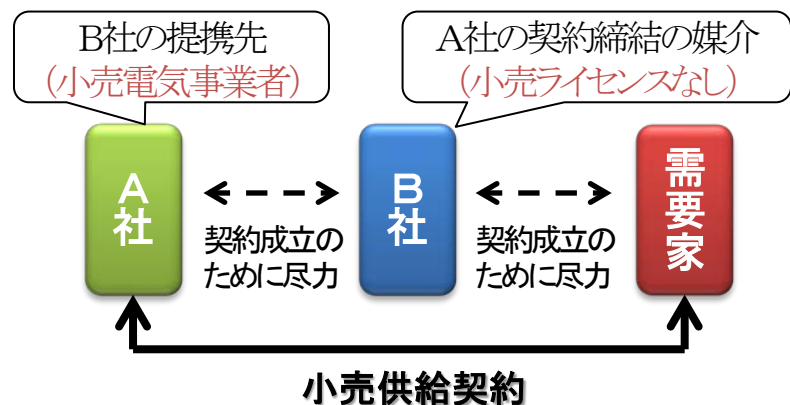
【参考】電気事業法(昭和39年法律第170号)(抄) ※第2弾改正後

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約(以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

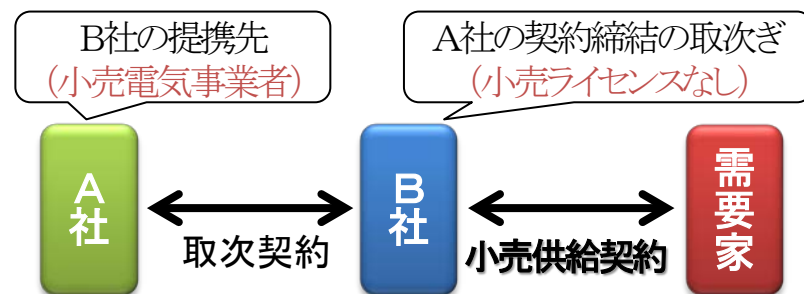
2・3 (略)

＜小売供給契約の締結の「媒介」のイメージ＞



「媒介」:他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為※

＜小売供給契約の締結の「取次ぎ」のイメージ＞



「取次ぎ」:自己の名をもって他人の計算において、法律行為をすることを引き受ける行為※

事務局より提示した考え方に対する各委員からの御意見の概要は以下のとおり。

(松村委員)

- 資料6-2、P8, P9について、いかにも危ない事例だという記載ぶりとなっているが、安易に否定すべきではない。たとえば、ある家電量販店が電気を自社のブランドと料金体系で売りたいと考えているが、同時同量や供給力確保の義務に対応できない場合、供給力確保を電力会社等に全部委託し、その電力会社等が、自社の需要と家電量販店の需要をあわせて、供給力を確保する。家電量販店はしっかり小売登録をし、消費者保護という観点からは責任を負い、消費者保護が不適切なものであれば業務改善命令の対象となる。このようなモデルがおかしいとは思えない。登録の際には、電力会社等の方で家電量販店の分まで供給力が確保されているかをしっかり確認すれば、問題は解決すると思う。

(児玉オブザーバー)

- 資料6-2の一方の事業者のブランド名を他方の事業者が利用するモデルについて、消費者がサービスの内容を理解していないままにサービスを受けることがないようにすることが大事だと思う。全面自由化により営業活動が多様化していくことが予想されるので、小売営業のガイドラインは明確なルールを作ってください、誤認により消費者に不利益がでないようにしていただきたい。規制機関にチェックをしていただき、場合によっては改善を促すといったことを御願いたい。

(辰巳委員)

- アグリゲータビジネスは、需要家を勧誘するだけで、仕事としては楽で「美味しい」事業のように見えるため、厳しく対応して欲しい。可能ならば、規制を2段階で行うことにすることなどにより、小売電気事業者としての登録が必要ということにできないのか。

(辰巳委員)

- 小売全面自由化により、消費者は初めて自分で電気を選択できるようになる。小売営業のビジネスモデルについては様々なケースが想定されるが、いずれについても、消費者と最終的に電気の供給契約を結ぶ事業者が、消費者にとっては小売電気事業者と同じ意味を持つのであり、そのような事業者が小売電気事業者と同じ義務を負ってもらわないと困る。集合住宅での一括契約におけるトラブルとしては、消費者センターに対して、電気ではないが、有料放送について一括で契約しているため、利用していないにもかかわらず受信料を払う必要があり、一括契約のため解約は不可能というような相談事例も寄せられている。今回の自由化で、電力会社を変えたいという消費者が、高圧一括受電マンションの場合に同じような制約を受けるような事態を懸念している。

(秋山代理)

- 小売営業のビジネスモデルについては、消費者保護も重要であるが、事業者として様々な工夫を行っていく上で、何がOKで何がNGかを明確にガイドラインで示してほしい。特に、小売事業者の業務のうち、委託して良いものといけないものの切り分けがわかると良い。

(沖委員)

- 資料6-2の小売営業のビジネスモデルについて。資料ではB社が悪者であるかのような記載となっているが、例えば、通信事業においては、このような事業者が大きな役割を果たし、携帯の普及を促進した。A社の立場としても、直接消費者までアプローチするのが不可能な事業者もあり、B社の持っているルートは重要なもの。B社ができることを限定しすぎると、消費者利益を阻害する可能性もある。B社の役割をできる限り広く考えて欲しい。

前回のWGにおいて、各委員からは、事務局より提示した考え方の整理について、明確な反対意見はなかった一方、小売全面自由化の実施に当たって、引き続き、様々なビジネスモデルの創出が想定されることから、以下のように整理することとしてはどうか。

- 本WGにおいて事務局より提示した「許容すべきでない」としたモデルについては、パブコメで様々な御意見を聴いた上で、次項のようにガイドラインにおいて規定。(ただし、既に実施されているものについては、需要家への影響も考慮し、何らかの経過措置を講ずるのも一案。)
- 今後、問題となるような新たなビジネスモデルが提起される可能性は否定できないことから、様々な事業者の意見も聴きつつ、考え方の整理・ガイドラインの見直しなどを継続的に実施。
- 前回WGにおける御意見も踏まえ、供給能力の確保や需要家からの苦情や問い合わせ対応、計画値同時同量制度への対応など小売電気事業者として必要な対応については、他の事業者への業務委託等によることなど小売電気事業に参入する者の利便性にも配慮した措置を当該小売電気事業者の責任において講ずることを認めるものとする。
- なお、あらゆる名義変更が許容されないということではなく、需要家(実際の電気の使用者)と名義変更を行う者との間に親子関係など一定の特別な関係が認められる場合については例外も認められるものとする。

【ガイドラインにおける規定(案)】 ※ガイドラインにおいて規定することを想定

◇需要家に電気を供給するに当たり、以下のような行為は電気事業法上問題となる。

- (1) 受電実態がない者が、需要家に対する小売供給を行う目的で、小売電気事業者から需要家の敷地内で供給を受けた電気を当該需要家に提供するような行為
- (2) 受電実態がなく実際の電気の使用者でない者が、需要家に代わり当該者の名義で、あるいは需要家の名義を当該者に書き替えることにより、小売電気事業者と小売供給契約を締結するような行為(需要家と当該者の間に一定の特別な関係が認められる場合における行為は除く。)

◇小売電気事業者が、供給能力の確保その他の小売電気事業者として必要な対応については、当該小売電気事業者の責任において、業務委託等による対応を認めることとする。

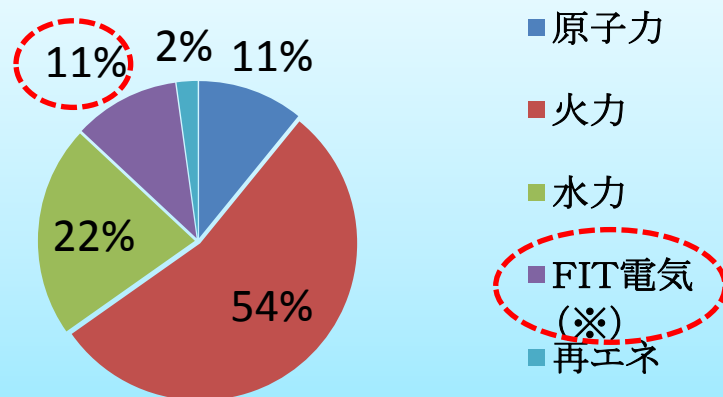
3. 固定価格買取制度における交付金の交付を受けて調達した 再エネ電気に関する表示のルール

- 第9回及び前回WGにおいては、固定価格買取制度(FIT制度)による交付金を受けた電気について、「グリーン電力」や「クリーン電力」といった用語を用いることは再エネであることを付加価値として訴求するものであり不適切ではないかとする事務局の方向性について、異論は出されなかったところ(23、24、27頁参照)。
- 他方、どのような表示・説明であれば、再エネであることを付加価値として訴求するものではないといえるかについては、前回WGにおいて引き続きの検討事項となったところ(28頁参照)。
- この点については、前回WGにおける需要家がFIT制度が何かを知っておくべきなどのご意見も踏まえ、(1)FIT制度による交付金を受けている場合においては、少なくとも、以下の3要件を満たす説明である限り、再エネであることを付加価値として訴求するものではないとしてはどうか。

「①『FIT電気』と表示すること、②その割合を表示すること、

③FIT制度の説明をした表示をすること」

- 具体的な適切又は不適切な表示の例は次頁のとおりとはどうか。
- なお、(2)FIT対象外の場合、(3)FIT対象であるものの交付金を受けていない場合は、「グリーン電力」なども含め、自由な表示が認められる(26、27頁参照)。
- (※) ①の場合の表示・説明方法の例は以下のとおり。



(※) この電気を買取る費用は、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、CO2排出量については、全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

注) FIT電気に関する説明事項については、電源構成全体の表示と近接した箇所に記載し、かつ見やすい文字の大きさとする。

○ FIT制度による交付金を受けた電気についての小売電気事業者による表示・説明方法について、不適切とされる例及び適切とされる例については、それぞれ以下のとおり。

1. 再エネであることを付加価値として訴求するものとして不適切とされる例

(1) 個別メニューについての訴求

「グリーン電力／クリーン電力／きれいな電気」その他これらに準ずる用語を用いて表示・説明すること。

(2) 事業者の電源構成についての訴求

「グリーン／クリーン／きれいな電気の比率が高い電気である」と表示・説明すること。

2. 再エネであることを付加価値として訴求するものではないものとして適切とされる例

(1) 3要件を全て満たし、その他一切の追加表示・説明を伴わないもの

『FIT電気』と表示＋割合表示＋FIT制度の説明

(2) 3要件を全て満たした上で、中立的な事実関係のみの表示・説明を伴うもの

- ・再エネや太陽光などといった契約上の電源種別の事実の表示・説明
- ・「再エネ発電事業者からの電気」といった表示・説明
- ・FIT電気(再エネ／太陽光)＋割合表示＋FIT制度の表示・説明等

(注1) 上記1. に掲げた不適切とされる例との組み合わせは、例え、3要件を全て満たしていたとしても不適切。

・グリーンFIT電気／クリーンFIT電気／きれいなFIT電気／FIT電気(クリーン／グリーン)等

(注2) 消費者の混乱を回避する観点から、『FIT電気』は、一語として表示・説明することを求め、これに反する表示・説明は不適切なものとして取り扱う。

・FIT(再エネ／太陽光)電気＋割合表示＋FIT制度の説明等

(注3) 3要件のうち、いずれか一つでも欠ければ不適切であることは当然。

・『FIT電気』とのみ表示

・FIT電気＋割合表示のみ表示等

<池田オブザーバー>

1つ目は、資料6-2の18ページ目です。費用補填を受けたF I T電気について、再エネであることを付加価値として訴求し、販売することについてです。再エネ電源につきましては、F I T制度ができる以前からのものとF I T制度ができて以後のものがあります。後者につきましては、交付金の費用補填を受けているため、付加価値を与えて販売することは不適切であり、認めるべきではないということで、既に第9回の制度設計ワーキングで結論が出ているかと思います。F I T制度ができる以前からの水力、地熱、風力などの費用補填を受けていない再エネ電源につきましては、制度上、不利益がないように配慮をすべきと考えております。

<松村委員>

それで、この事務局案もそうだと思うんですが、F I Tに関してはもっとひどいが出てくるということで、F I Tは基本的に買取義務があるわけですから、その事業者が買わなくなっても、もし買わなければ、その分、別の事業者が必ず買っているということになるので、F I T対応の電源がどれくらいふえるのかというのは、その事業者が買っているか買っていないかということと直接は関係ないはずです。それなのにF I T対応電源のものですって言ってメニューで売るというのは、詐欺的じゃないかというようなことがもっと激しく出てくると思うので、これは当然にやるべきじゃないと思いますが、それ以外のものに関しても、あんまり安直に認めてはいけないのではないかというふうに思います。

<大橋委員>

2点目は、F I Tの電気に関することなんですけれども、このF I T対象の電気というのは、これは発電する電気というのは確かに実排出係数というかな、はゼロなんですよね。つまり、CO2フリーの電気なわけです。なら、一見すると、確かにF I Tの電気もグリーンじゃないかというふうに思われるわけなんですけど、ただ、このF I Tにおける電気というのは、これ負担は全需要家が負っていて、割り当てられる環境価値というのは基本的に需要家に帰属していて、小売事業者には帰属していないと。だから、小売事業者が受け取るCO2というのは、実は全電源平均のCO2なんですよね。だから、これを仮に小売事業者がグリーンの電気ですとか環境に優しい電気ですと言っても、それは再生可能エネルギーを育てることにならないし、結局、小売事業者にお金がたまるだけだと思うんですよね。

そこのあたり、当然、消費者というのは、F I Tというのは何かということを知ってなきゃいけないと思うんです、需要家の中でね。だから、リテラシーが求められるってそういうことなんですけれども、ただ、これ、今求めるのは結構大変だと思うんですよね。そうすると、やっぱりこれはこの名称がいけないというふうなやり方をすると、いろんな抜け道があるので、もうこれは名称を決めたほうがいいと思うんです。全電源平均で今はこれだけ自給率低いんですが、ほとんどグレーですよね、電気としては、グリーンじゃなくてグレーに近いですよね。だから、何でもいいです、グレー電気でも何でもいいんですけれども、そっちのほうの実態に近いはずで、いずれにしても全電源平均なんで、全国、そういうふうなところをきちっと言ってかないとわからないと思いますし、いろんな間違った認識が持たれちゃうのかなと思います。

<児玉オブザーバー>

あと、2点目は、F I Tの電源表示ですが、今回の事務局提案でありますF I T表示については、我々がF I T電源をいろいろ駆使しながらということと考えると、賛成でございます。これも同じように消費者の理解の増進であるとか、選択の機会の確保ということでは、営業提案するときにF I Tに関する説明事項を電源構成の表示に近傍した場所に記載するというのは、極めて妥当ではないかと考えております。

<星委員>

また、F I Tの表示ルールにつきましても、資料の19ページに記載のあるような、このとおりだというふうに考えます。

<辰巳委員>

それから、続いて、表示のお話ですけれども、3つ問題があるかなってこれは思っておりまして、環境負荷への低減のお話、それから電源構成表示の義務化のお話とあとC O 2の表示のお話、この3つかなというふうに思っているんですけれども、今回のあれは何でしたっけ。小売店に対する何か省令ができて、その折に、「当該調達した再生可能エネルギーの電気が環境の負荷の低減に資するものである旨を説明してはならない」という文章が入っておりまして、F I T電源のお話ですけれども。その言葉の意味がちよっとやっぱりなかなか理解しにくいというふうに思うんですね。「環境への負荷の低減に資するもの」という表現がやっぱりちよっとよくわからなくて、じゃあ、環境の負荷の低減に資するものであるということであらわす表現さえしなければ、あの条文ではF I Tの電源ですって訴えていいのかなというふうに私は理解したいんですけれども、あの文章を読んだ折に。(中略)

だから、そういう意味では、F I Tの話はもちろん先ほどから出ている環境価値がないというお話はあるんですけれども、それもちよっと私はよくまだ自分自身がきちんと理解し切れていないんですけれども、お金で換算できているのはC O 2の負荷の話ではあるのかしらというのがちよっとまだよくわかってなくて。例えば、国内で電源を調達できるとかっていうのもそのF I Tの換算の中に入っているんですか。これは多分、入っていないような気がしているんですね。だから、そういう意味では、原料調達が国内でできるということでもやっぱり非常に意味があるわけで、だから、そんなことをあえて書くわけじゃないけれども、F I T電源の再生可能エネルギーですと書くだけならば、許されるんじゃないかなというふうに思っておりまして、また戻りけれども、19の表示はオッケー、このような形で進めていただきたいというふうに思っています。

<林委員>

あと、3点目は、さっきの、そういう意味でも、資料6-2の19ページというのは、これ、消費者のイメージを示す話なんですけど、これがじゃあ、私らは結構わかるんですけれども、これが本当に例えば高齢者の方々とか、いろんな方々、本当にわかるのかという感じというか、再エネ(F I T)って書いてあるのと再エネの違いというのを、もうちよっとやっぱりどう違うのかっていう。物理的に再エネを買っているのに、それが価値がないということは一体どういうことかというの、これはリテラシー的に少し考えていかなきゃいけないかなという気は非常にしてまして、こういうのをちゃんとやっぱりやっていかないと、メニューもよくわかんないメニューも出ると、消費者の方にとってもアンハッピーなので、そういう方はちよっと、ぜひここは時間を、時間も無い中でしっかりやっていく必要があるなというふうに思いました。

費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること①【前提】

第13回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

○交付金による費用補填を受けたFIT電気について、需要家に対して再エネであることを付加価値として訴求し、販売することが不適切であることについては、以下のとおり、第9回制度設計ワーキンググループにおいて、結論を得たところ。

＜検討＞

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料より抜粋

FIT制度を利用した場合、小売電気事業者は、通常調達に必要となる費用を超えた費用については、全ての需要家が負担する賦課金を財源とした交付金という形で費用の補填を受けることができる。そのため、交付金という形で費用の補填を受けて小売電気事業者が買い取り、販売する電気の電気価値を超えた付加価値については、その小売電気事業者から調達した特定の需要家に帰属するのではなく、負担に応じて全ての需要家に帰属すると考えることが適切ではないか。

そうだとすると、この場合において「再生可能エネルギーにより発電された電気」であることを付加価値とした説明をし、販売することを認めるべきではないのではないか。

この整理を前提とすると、以下のような整理となる。

＜結論＞

■ **再エネ電気であることを付加価値とした説明をし、販売することが適切な場合**

ーFIT制度を利用しない場合(次頁(1))

ーFIT制度を利用する場合で、交付金という形での費用補填を受けていない場合(次頁(2)①)

■ **再エネ電気であることを付加価値とした説明をし、販売することが適切でない場合**

ーFIT制度を利用する場合で、交付金という形で費用補填を受けている場合(次頁(2)②)

(注1)FIT制度は、交付金という形で費用の補填を受けた小売電気事業者が電気を販売する際に、再エネ由来電気であること等を付加価値として需要家に電気を販売することを想定した制度ではない。

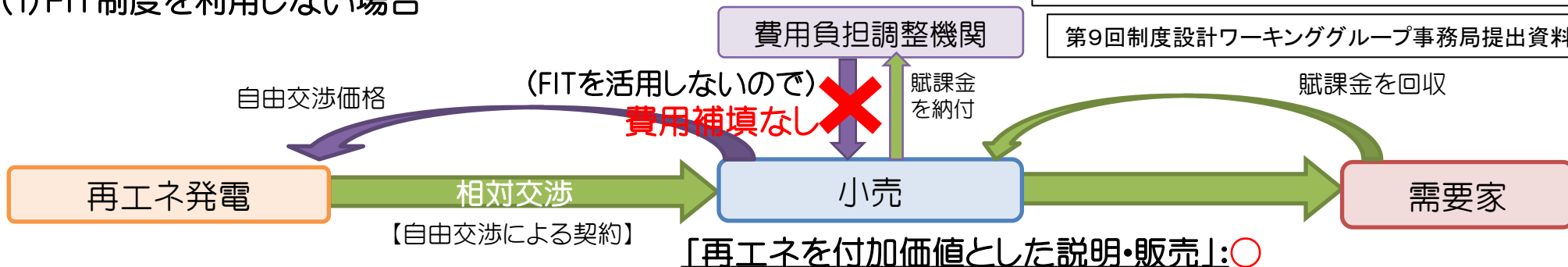
(注2)FIT制度による再生可能エネルギーの導入拡大は、発電した電気の固定価格・期間での買取義務によって十分図られることから、このような整理をしたとしても、再生可能エネルギーの導入拡大の障害とはならないのではないか。

「再生可能エネルギーにより発電された電気」 であることを付加価値とした説明をし、販売することの可否(イメージ図)

(1) FIT制度を利用しない場合

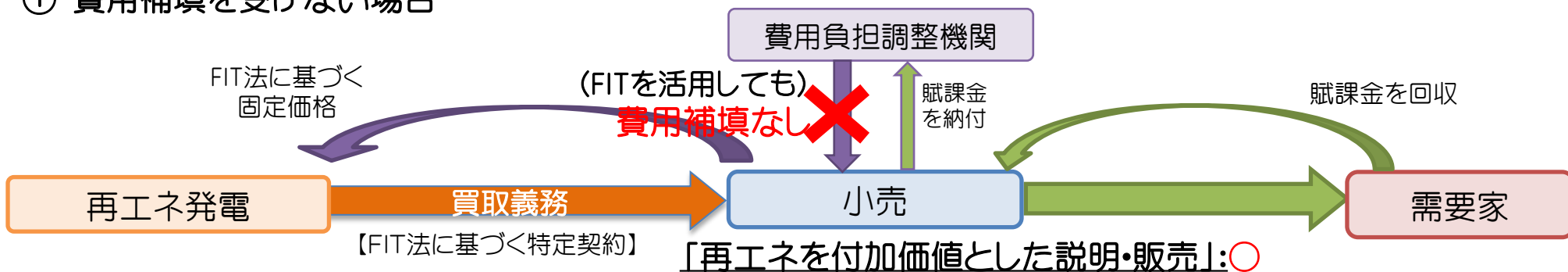
第13回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

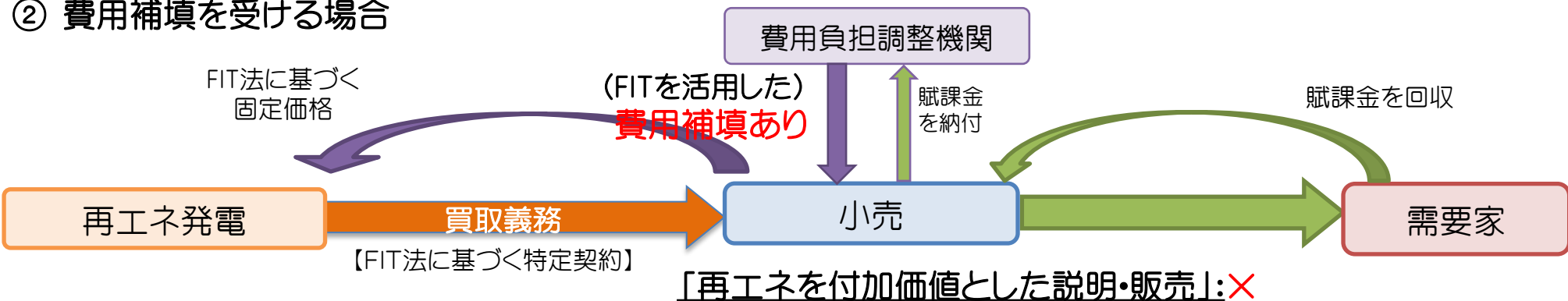


(2) FIT制度を利用する場合

① 費用補填を受けない場合



② 費用補填を受ける場合



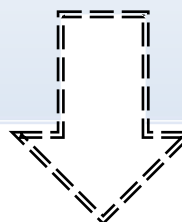
費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること②【具体例】

第13回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

○具体的には、少なくとも以下の場合が「再エネであることを付加価値として訴求し、販売すること」に該当することとすべきではないか。

<具体例>

- (1)「グリーン電力／クリーン電力／きれいな電気」その他これらに準ずる用語を用いたメニューを設定し、需要家へ訴求・販売すること。
- (2)他の電気と区別せずに販売する場合であって、グリーン／クリーン／きれいな電気の比率が高い電気であることを需要家へ訴求し、販売すること
- (※)「地産・地消」メニュー(詳細は42頁参照)を設定し、需要家へ訴求・販売することは、供給する電気を発電する発電設備の立地地域を付加価値としているものであることから、「再エネであることを付加価値として」いるとは言えず、認められることとしてはどうか。



論点については、
次頁参照。

費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること③【論点】

29

第13回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

<論点>

再生可能エネルギーとしての付加価値がない電気であることの説明(次頁参照)を条件に、①「太陽光発電電気／再生可能エネルギー電気／FIT対象電気」メニューなどとして販売すること、及び②他の電気と区別せずに販売する場合であって、太陽光発電電気／再生可能エネルギー電気／FIT対象電気の比率の高い電気であることなどを需要家へ訴求し、販売することを認めるべきか。

認めるべきとする考え方

・「再生可能エネルギー」などといった表現は、事実の表示に過ぎない。

・再生可能エネルギーとしての付加価値がない電気であることを説明すれば再エネであることを付加価値として販売していることにはならない。

・再生可能エネルギーの普及促進に繋がる。

認めるべきではないとする考え方

・電気は、物理的に特定の発電所から電気の供給を受けることはできないことから、必ずしも事実の表示とはいえない。

・FIT制度による交付金の交付を受けずに全てのコストを負担して再生可能エネルギーを販売する事業者との公平性を阻害。

・再エネとしての付加価値がないことを説明したとしても、「再生可能エネルギーであること」を訴求し、販売している以上、FIT電気の「再エネとしての付加価値」を売りにして販売していることに他ならない。

・再生可能エネルギーの導入拡大は、FIT制度による発電した電気の固定価格・期間での買取義務によって図られている。

4. 電源構成開示の義務化

○次頁以降の前回における議論及びパブリックコメントにおける意見を踏まえると、電源構成開示の義務化については、以下の点を検討する必要があるのではないか。

■ 義務化の目的は何か

→ 義務化をするということは、電源構成の開示をしない限り、事業を行うことを許さないという規制であり、相応の規制目的が必要となる。

■ 事業者の任意に委ねることのメリット・デメリットについて

→ 全ての事業者が開示しないことによる デメリットは何か、消費者の支持を得るための様々な表示の方法の創意工夫や柔軟な対応が期待できる側面はないか。

■ 食品の表示と同様に原材料を明らかにする必要があるとの論点について

→ 電気は物理的には混ざり合い特定できないという性質、安全性などの消費者保護の観点から必要なものと位置付けられるのかどうか。

■ 事業者の懸念点について、どのように対応すべきか

→ 事業規模等により電源が特定される恐れがある、コスト構造そのものを開示することにならないか、電源構成の仕訳の負担が大きい等

■ 義務化をとした場合、どの程度の詳細な内容を求めるべきか

→ 消費者の要請も様々なものがあるのではないか。

■ 消費者の義務化を求めるニーズを満たした情報の開示が可能か

→ 例えば、事業者の過去の供給実績の電源別の内訳を開示することとした場合、消費者の義務化を求めるニーズが満たされているか、消費者のニーズとは何か（実際に供給を受ける電気の電源構成について知りたいのか、どのような事業者であるかを知りたいのか等）。

■ その他

→ 電源構成以外の開示（CO2排出量及び放射性廃棄物等）について、どのように考えるべきか。

<祓川オブザーバー>

まず、資料6-2でございますけれども、ページ、21ページのほうに電源構成開示の義務化というところがございます。基本的には、さまざまご意見があるというふうに思うんですが、やはり消費者の利益の向上という観点からいたしますと、電源構成は公開されていくべきものではないかと。我々が一般的に物を買うときには、例えば原産国、原産地はどこで、その商品はどのような構成になっているかというものを確認してから商品を購入しているということであれば、電気も同じような方向で考えるというのが妥当性があるのではないかというふうに思っています。

ただ、現実問題として、今すぐの電気がどうなっているのかとかいうのはなかなか大変なことだと思います。海外では昨年度実績というふうなお話もあるので、可能であれば、今年度計画というようなこともあると思うんですが、昨年度実績をベースに、ページ33で記載されている公表の図がございますけれども、そこをベースとし、可能な範囲で開示していくと。できれば義務化がよろしいかと思うんですが、さまざまご意見もあると思いますので、ガイドライン、ルール化を引き続き検討していただくというのがよろしいのではないかなというふうに考えております。

<池田オブザーバー>

2つ目ですけれども、同じ資料6-2の26ページ目になりますけれども、電源構成開示の義務化についてです。祓川先生と同じ項目になりますけれども、自家懇の場合は、ご存じのとおり、製品製造のための自家消費電力がメインでして、余剰電力が売電用となります。発電規模も小さく、わずかな余剰電力を売り電向けとする事業者もありますし、また、化石燃料、バイオマス燃料などの購入燃料のほか、生産工程から発生する副生ガスや黒液などを有効利用して発電するなど、多様な電源構成となっております。余剰電力分に対して電源構成の仕分けを義務化することは、ある程度の想定やみなしが入るものと考えます。海外では電源構成の開示が義務化されている事例もありますけれども、前年の実績を開示しております。計画値では信憑性に疑問が残りますし、瞬時値は技術的に不可能かと思えます。したがって、開示につきましては、前年実績になろうかと思われまじし、また、全面義務化ではなくて、対応可能な発電事業者に限定すべきではないかと考えております。

<松村委員>

次、電源構成の義務化に関しては、私は圓尾委員の意見と同じです。圓尾委員が後から発言があるかと思いますが、同じです。ただ、仮に、もし義務化するとすれば、義務化というのは相当に重いものなので、これはやっぱり計画だとか見通しだとかっていうようなことだとすると、計画はこうでした、でも実際に実現したものは全然実現しませんでしたなどというように繰り返されるなどというようになったときに、でも、計画なんだから仕方がないという側面と、でも、そんないいかげんなことを認めてもいいのかということが当然出てくると思います。計画のような類いのものはやはりさすがに自主的というのに任せて、仮にどんな厳しいことをするとしても、やはり義務化するのであれば、実績というのが正しいのではないかと思います。

<前田委員>

ありがとうございます。先ほど来、電源構成表示の件につきましてご意見出ていると思いますけれども、私どもも小売事業者の立場としてこの件について申し上げたいと思います。

まず、お客様の立場からですと、小売事業者が提供する電気という商品がどういう中身になっているのか、あるいは料金メニューがどういう性質のものなのかということを知った上で供給者を選択したいという、このニーズについてはしごく当然だというふうに思いますし、こういったニーズに対して私どもは応えなきゃいけないというふうに認識はしております。今回のテーマは、このニーズに対して、義務化ということで、いわば規制をしてそれを実現していくのか、それともそこは事業者の創意工夫に委ねるのかという、こういう問題ではないかというふうに思っております。

考え方としてはどちらもとって得るものじゃないかなというふうに思いますけれども、また、規制のあり方の問題ですので、私ども事業者側の云々するというよりは、皆さん方が決めていただければというふうに思っておりますが、ただ、私どもといたしましては、やはり規制をもってそれを確保するということについては若干違和感を感じるところでございます。今回の一般家庭のお客さんも含めた全面自由化というのは、やはり例えば託送などの競争条件、これを基盤ということで、これについては必要十分な規制を行うと。しかしながら、その規制を行った上で、そこから先は事業者が創意工夫を凝らしてお客様へのサービスを競うということで、結果的にそれがお客様利益につながっていくと、こういうことが趣旨であって、また全体像じゃないかなというふうに考えてございます。

そういった面でいいますと、電源構成につきましても、そのいい点を強調しようとすれば、当然、説明というのは丁寧なものになってきますし、そこに自信がなければおろそかになると、こういうことではないかということですね。こういった面も含めて、お客様にジャッジをしていただくということなのではないでしょうかと。このありていを見ていただくということではないかなというふうに思っております。

それから、この点についても、先ほど来数名の方からもご意見出ておりますが、事業者といたしましては、義務化をするしないにかかわらず、開示を求められた場合に、その開示のやり方であるとか中身につきまして、それにかかわる手間やコストというのについてはやはり配慮をいただきたいというふうに思っております。できる限り手間はかけずに本質に近づけるというようなやり方ということを組み立てていつていただきたいなというふうに思っております。電源構成自体は日々刻々、変化をしておりますので、これをリアルに随時、常に示せと、こういうことを言われますと、これはシステム的にも非常に負荷がかかってくるし、手間もかかるということでございますので、結局それは小売料金のアップというところにつながりかねないということも危惧をしております。そういった意味で、やるとして、義務化というのは何のためのものなんだという、その目的をやはり明らかにしていただいた上で、その是非も含めて、バランスのある議論もぜひ皆様方をお願いしたいと、このように思っております。

<圓尾委員>

それから、義務化についての話ですが、これも前申し上げましたけれども、規制当局が事業者に義務を課すというのは、やはり消費者の安全を守るとか、稲垣先生もおっしゃったかと思いますが、消費者を保護するという観点でやるべきものであって、辰巳さんがおっしゃったように、消費者のニーズがあるからというのは、これは事業者自身が考えることで、役所がやるべきことではないと。本当にニーズがあれば、出さないと消費者に選んでもらえないわけですから、必然的に出てくるというふうに考えております。

<星委員>

まず、1点目は、電源構成の説明ルール及び開示義務という、今皆さんお話しになっていた件でございますけれども、これ、私ども発電事業者としましても、小売市場を健全に活性化させるというのは極めて重要と思うところから、コメントをさせていただきます。

需要家が小売事業者さんを選択するに際して、選択に当たって正確な情報提供を受けるということが極めて大事だと思ってございます。ということで、小売事業者の営業活動においては、公平な競争の阻害あるいは需要家の誤解を招くような説明というのは、予防策を講じるべきだというふうに思います。その点から、今回、電源構成の説明ルールというのをきちんと定めようというお話でございますから、ここについてはこれは重要なことだと思います。また、F I Tの表示ルールにつきましても、資料の19ページに記載のあるような、このとおりだというふうに考えます。

その上ですけれども、小売事業者の電源構成の開示の義務化というところにつきましては、電源構成を重要視する需要家さんというのが多ければ、開示しない事業者というのは選択されないという形になると思います。そうすれば、多数の小売事業者がみずから電源構成を開示していくことになるんじゃないかというふうに思われる点、それから、ありますように、どんな形で開示をすればというところにもよりますけれども、小売の新規参入に係るハードルを余り高めないということからも、事業者ごとの判断ということでよろしいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

<辰巳委員>

その前提で今回の資料6-2の中の19の絵も描かれているんだというふうに思っておりますので、やっぱりこれはこういう形の表示のあり方というのはあり得るというふうに思っております、私たちは、先ほどから何度も出ているように、買うときに自分がお金を払うわけだから、払うものの価値を、知りたい情報は知らせていただきたいというふうに思っておりますもので、表示の義務化はぜひお願いしたいと思います。ただし、電源構成を表示をしなければならぬという義務化はやっていただきたいなというふうに思っているんですけれども、ただし、その中身に関してはちょっとどういうふうにやっていったらいいのかというのは、ガイドラインで決めていただくというふうなことがあり得るんじゃないのかなというふうに思うので、もう少し詳しく詰めていくということをお願いしたいと思います。

<秋山代理>

同じく資料6-2の26ページですかね、開示義務のところでございます。こちらにつきましては、こちらに対してのニーズがあるということは十分理解しております。ただ、一方で、やはりこちらの表にもありますように、義務化した場合の課題もあるのかなと思っております。例えば、開示するレベルにもよるかとは思いますが、やはり我々事業者のコスト構造というのが少しわかってきてしまうところがあって、非常に悩ましいなと思っております。また、その混焼電源など非常に仕分けが難しいものもありますので、業者によってはこれをやることによって非常に大きな負担になるということも考えられます。ですので、我々どもにもほかの新電力様から、例えば義務化については慎重に対応してほしいななんていう意見も多く寄せられています。また、先ほども意見があったかと思いますが、このような状況を鑑みまして、まずは自主的な取り組みでスタートしていただけるような状況になると、我々としては助かるなというふうに思っております。

<稲垣委員>

電源別メニュー、それから義務化に関して検討される際にというか、それについて、まず義務化の問題とメニューの問題、分けてはいますが、当然これは全然、別問題だということで考えるべきだというふうに思います。ベースにあるのが電源別のビジネスあるいは販売形態というのが適正に行われる。適正というのは、消費者の自律的な選択—基本計画にあるように—が保証されるということと公正競争が維持できるということです。それをやるためには、どういう情報が開示されるべきなのかということをきちと押さえた上で、それをどういうふうな方法で出していくのかという、あるいは出させるのかと。それが出させるのかということについて、国の力を借りるどうかはこれは義務化の問題です。ですから、はっきり分けて、ベースにあるのは、まずどうい
う情報を出すべきなのかということをはっきり決めるという必要があると思います。(中略)

何よりも大事なことは、消費者が具体的にあの計画の中、あるいは現実の消費者が今具体的に何を求めているのかを特定していくということが絶対に必要だと思いますので、それができるまではサービスメニューを、例えばこの電源を表示するサービスメニューをこういうふうにするんだとか、ガイドラインをつくるんだとか、そういうことを進めないでほしいというふうに思います。ましてや義務化については、国が介入してビジネスの統制を図るわけですから、やっぱり合理的な根拠と必要性が必要だと思います。

その際に、今言ったような、一体求めているものが何かもはっきりしない、ほかのルールとの整合性もはっきりしない、合理性もはっきりしない、場合によっては虚偽を—いいですか。消費者は何か、先ほどの松村先生じゃないですけども、何か本当のことが行われているような、虚偽の環境をみんなで一生懸命ここで制度設計することにもなるわけなので、ぜひ本当の保護、消費者の自律的な選択と公正競争環境をつくるためには、やっぱりきちと事実に基づいた議論—ニーズも含めて—を積み重ねていってほしいと思います。それまでは余り進まないでほしいというふうに思います。というわけなので、至急これは進めてほしいと思うんですね。

<林委員>

例えばさっき消費者団体の皆さん、辰巳さんの話は私もすごく気持ちはわかるので確認なんですけれども、32の消費者団体の皆さんとかN G Oの1万人の方々から、電源のさっきの開示みたいな、義務化みたいなというのがちょっとあったということなんですが、中身がどんな中身って。言いたかったのは、電源の構成の開示を義務化したのはいいんだけど、することでその情報で何をどう活用されて、消費者の消費に対するのをどう還元したいのかというところが、ちょっともう少しそこをわかってあげないと、さっき大橋先生もありましたけれども、間違った理解で消費者の方々は一
生懸命、環境にいいものを買いたいという欲求を投資をしていきたいという中で、それが間違ったアクションになると非常によくないと思っていまして、そういう意味ではそ
ういう整理というのが非常に必要なというのが1点ちょっと思いました。

①「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」のパブリックコメントに寄せられた意見(1/5)

- 2016年度から予定されている小売自由化後は、全ての消費者が電力会社を選べるようになります。そのためには消費者が、どのような電力会社がどのような電気を供給するかを選択するにあたり十分な情報を得ることが出来るようになっていなければなりません。そのためには、購入する電気の電源構成の表示が不可欠です。電源表示がないと、自然エネルギー由来か化石燃料由来か原発由来かの発電源を確認して選ぶことが出来なくなります。消費者が電力を選べるようにするはずの電力自由化であるにもかかわらず、消費者は電気を選びたくても選ぶ情報がなく、小売電気事業者を選ぶだけの自由化になってしまいます。このことは、消費者の知る権利が損なわれることに他なりません。従って第3条の「供給条件の説明等」において小売電気事業者の販売する電気について「電源構成」の表示（電力量計画ならび実績）ならび二酸化炭素排出量、放射性廃棄物量を表示することを義務付けるとともに、小売電気事業者が消費者に対して情報開示と説明責任を果たすことを求めます。
- 消費者にとって、購入する電気の電源構成や費用内訳は「知りたい」「選びたい」重要な情報です。電源構成や費用内訳に関する提供を全ての電力供給事業者に義務付け、消費者が容易に比較検討できる表示として提供されよう仕組みを整備してください。
- その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とする場合文は契約媒介業者等が小売電気事業者が行う小売供給(その小売電気事業の用に供する発電用の電気工作物の原動力の種類その他の事項をその行う小売供給の特性とするものに限る。)に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その内容及び根拠について、電源構成の開示義務は電源の種類を商品特性として販売する場合のみに限定せず、全ての小売電気事業者が統一的な基準に則りあまねく適用すべきである。『電力システム改革報告書』において、『需要家が供給者や電源を選択できるようにし、小売市場における競争を促す』と記載されている通り、消費者が電源を選択できる環境整備が改革における要であり、開示義務を限定的とすることは適切ではない。電源構成に関する情報は、商品特性をアピールするためのポジティブ情報としての意味のみならず、CO2排出量の多い電源比率に係る情報などネガティブ、情報としての意味も持つものである。開示義務を限定的にすることで、消費者が電源選択を行う際の必要な情報が提供されないこととなる。
- 私たち消費者が電気を購入する際にその電気がどうやって作られたのか知ることが出来なければ、電気を選ぶことができません。今回の原発事故で福島県は汚染されてしまいました。今後原発からの電気は利用したくありません。そのためには使用する電気について知る権利があると考えます。情報の公開が適切に行われるようすべきです。
- 電源構成の表示や料金内訳の表示を義務づける条項がない。消費者が選択するのが主旨である。どんな方法で電気が発電されたのか明確でなければ意味がないように思います。情報公開は必須ある。

①「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」のパブリックコメントに寄せられた意見(2/5)

- 料金その他の供給条件についての説明の中に、電力の内訳（電源構成）についても入れてください。 正当な競争のため、消費者の知る権利保護のために必要です。
- 第三条に定められ必ず説明すべき供給条件に、電源構成を追加することを求めます。 また、説明だけでなく統一ルールのもと、電力会社の電力構成 表示義務化を要請します。
【理由】消費者は料金だけを見て購入する電力を選択するわけではありません。どのような発電源により発電されたか、自分が支払う電気料金がどのような事に使用されるかなど、様々な内容から購入する電源を選択します。 2014年3月に朝日新聞が原発再稼働のアンケートを実施した結果、再稼働に「賛成」は28%で、「反対」の59%が上回っており、何によって発電された電力であるかは、消費者が電力会社を選択する上での大きな判断材料の一つとなると思われます。 全面自由化により、消費者は初めて、自ら電力会社を選択することになります。希望にあった電力会社を決定するためには、電源構成についても正しい情報を知り、電力会社を選択できる環境が必要です。 電源構成について説明することを義務づけてください。また、第3条では「供給条件の説明等」として、小売電気事業者の義務を定めていますが、必ずしも「表示」という形態を取ることを想定していません。すべての電力会社が、すべての電源構成について、統一のルールのもとでわかりやすく表示することを義務づけてください。
- 料金と当該料金の額の算出方法の説明は求めています、電源構成の表示や料金内訳の表示義務付けの条項がありません。 これらについて、消費者への情報開示とわかりやすい表示を義務付けてください。
【理由】消費者にとって購入する電気の電源構成や費用内訳は「知りたい」情報であり、選択において重要な情報です。自由化された市場で消費者が主体的に選択するためにも、重要な情報が開示されなければ、広告・宣伝による誤認を招きかねません。 電源構成や発電減に関する情報、また料金についても託送費用や原子力発電関連費用など、消費者の関心の高い情報について全ての小売り電気事業者に、適切でかつ消費者に分かりやすい表示を義務付けるべきです。
- 電気の原材料が義務化されなければ消費者は自分が使いたい電気を選択出来ません。消費者の知る権利を保障してください。
- 電源構成に関しての表示を義務化すべきです。 電力購入を自由化するわけですから消費者が事業者を選択するにあたって、商品の質に関する透明性という点で電源構成の表示を義務化する必要があると考えます。

①「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」のパブリックコメントに寄せられた意見（3/5）

- 電気の“原材料”（電源構成）の表示が義務化されていない。すべての電力会社が、すべての電源構成を、統一のルールのもとでわかりやすく表示するよう義務化を求めます。3条は、電力会社が電気を買う人に対して「説明しなければならないこと」を定めています。しかし、この中に、電気をどのように発電されているかを示す“原材料”表示の義務化については、触れられていません。一般市民が電力会社を選ぶために、すべての電力会社が、すべての電源構成について、統一のルールのもとでわかりやすく表示してほしい。
- すべての電力会社が、すべての電源構成を、統一のルールのもとで、わかりやすく表示するよう義務化を求めます。
- 震災後、全村避難となった飯舘村の人たちと関わりを持つようになりました。彼らの苦悩、奪われたもの、原発事故さえなければという想い。周囲で増えつつある震災関連死や自殺。そうした想いや状況は、彼らだけではなく、避難を強いられている人たちも同様なのだと思います。こんなことは二度と繰り返されてはならないと強く思います。そのためにも、いずれは再生可能エネルギーを中心とした社会になってほしいと望んでいます。再生可能エネルギーによる電気を選択しやすくするために、①FITによる再生可能エネルギーであるということの表示を妨げないようお願いします（第4条）。また、②どのような発電による電気なのか、その電源構成を表示することを義務づけるようお願いします。 どうぞよろしくお願いします。
- 電気の原材料については義務化すること。すべての電力業者が電気を買う人に義務化してほしい。具体的には、原子力何%とか、火力は、石炭何%、石油何%、LNG（LPGを含む）何%、水力何%、自然エネルギーも太陽電池何%とか具体的に書いて欲しい。前年度実績で書けば翌年に反映すればよいと思うのです。それでどこから買うかは消費者が決めることです。一般家庭には少し高くても太陽電池や風力発電等で発電した方がよいと考える人もいます。固定価格買取制度（FIT）も高い制度で買い取ることを前提にしているが、それも含めてすべて表示したらと思うのです。FITは国が定めた制度であり、それで幾らかかったかを書いて販売しても買う家庭はあると思うのです。
- 消費者の知る権利や選択の権利を確保するため、発電源に関する情報の表示を電気事業者に義務付けることは必要不可欠である。
【理由】消費者が電力の価額についてだけでなく、環境への負荷の程度についても吟味・検討の上選択することができるようにし、再生可能エネルギーを基礎とする真に持続可能な電力の供給体制を構築していくため。

①「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」のパブリックコメントに寄せられた意見（4/5）

○2016年度から予定されている小売自由化後は、全ての消費者が電力会社を選べるようになります。そのためには消費者が、どのような電力会社がどのような電気を供給するかを選択するにあたり十分な情報を得ることが出来るようになっていなければなりません。そのためには、購入する電気の電源構成の表示が不可欠です。電源表示がないと、自然エネルギー由来か化石燃料由来か原発由来かの発電源を確認して選ぶことが出来なくなります。消費者が電力を選べるようにするはずの電力自由化であるにもかかわらず、消費者は電気を選びたくても選ぶ情報がなく、小売電気事業者を選ぶだけの自由化になってしまいます。このことは、消費者の知る権利が損なわれることに他なりません。第3条において、小売電気事業者が消費者に対して情報開示と説明責任を果たすことを明記すべきです。具体的には、「供給条件の説明等」において小売電気事業者の販売する電気の「電源構成」表示（電力量計画ならび実績）ならび二酸化炭素排出量、放射性廃棄物量を表示することを義務付けることを求めます。

○販売しているメニューの電源構成・割合（原発何%、石炭何%、石油何%、天然ガス何%、廃棄物発電何%、再生可能エネルギー全体で何%、内訳、うちFIT対象、その他など）を必ず明記させること。そうしなければ消費者が電気の環境負荷や地域貢献で電気を選ぶ時に、こうした表示がなければ選択ができません。食品で原産地表示が大事なように、電気でも種類の表示は重要です。販売する側の立場としても、営業妨害となり得る条項案と考えられます。

○原材料の表示を明示する義務化を求めます。電力自由化に伴い、わたしたち消費者が判断の基準にするのは、会社名や料金だけではありません。使う電気が、何由来で発電されるものか、それも最重要事項です。偏ったり、明示せずに済むよう逃げ道を作らず、知りたいことが、全ての消費者にわかりやすく知れるように、オープンにして下さい。

○私は、電力の小売完全自由化を契機に、再生可能エネルギーの電力100%の電力会社を選びたいと考えています。そのためにどの電力会社が再生電力を供給してくれるのかに関する情報開示（表示）をしてほしいと願います。情報開示を事業者の自主性に任せず、政府はすべての電力会社の電源構成などのわかりやすい表示を、「小売電気事業の登録の申請等に関する省令」で義務化してください。

○「消費者にわかりやすい表示」を義務づけるべきである。

【理由】2016年に予定されている電力小売全面自由化では、新規に複数の事業者が参入し、いよいよ小規模事業者や一般家庭も、電力会社の選択が可能となる。選択に際しては、消費者の求める情報がわかりやすく表示されることが必要となる。各電力会社の調達する電気がどのような発電設備と契約されたものであるかという基本的な情報は、選択の際に参考とするために不可欠な情報である。電源構成の開示および「わかりやすい表示」の義務づけをお願いしたい。

①「小売電気事業の登録の申請等に関する省令案」のパブリックコメントに寄せられた意見(5/5)

○省令案の中の、電力会社が消費者に説明しなければならないルールに、「電気の“原材料”」の義務化を記載して下さい。

○小売供給に係る供給条件に、「小売供給に係る電力の電源の構成（固定価格買取制度による再生可能エネルギーの別を含む。）」を追加することを要望する。

【理由】電力システム改革の目玉の一つに、需要家の選択肢の拡大がある。これは単に価格面だけではなく、環境面等電力供給に求められる諸条件を踏まえ需要家に適切な判断を期待するものである。また、需要家の判断が我が国の将来の電力供給のあり方を決めることになる。このため、需要家に対し、電力の選択を適切に行えるよう必要な情報が提供される必要がある。かかる観点から、需要家において、供給される電力の内容について理解できるよう、供給される電力の電源構成に関する情報（石炭火力何%、天然ガス火力何%、石油火力何%、風力(FIT有無)何%、太陽光(FIT有無)何%、地熱(FIT有無)何%、バイオマス(FIT有無)何%、原子力何%、その他何%など）の開示を電力供給事業者に義務付けるべきである。

○供給条件については、電力小売供給に関する料金だけではなく、電源の内訳(石炭火力、天然ガス火力、石油火力、風力(FIT有無)、太陽光(FIT有無)、地熱(FIT有無)、バイオマス(FIT有無)、原子力、その他)の開示を義務付けるよう改訂することを提案致します。

【理由】2016年4月からの電力小売の全面自由化により、一般家庭や中小規模の事業者も電力供給事業者を選ぶことができるようになります。その際、地球温暖化や核廃棄物の処理問題等の社会問題を解決するためには、価格だけではなく、その電力の内容をよく理解し、持続可能なエネルギーを積極的に選択する「電気のグリーン購入」が不可欠だと思います。しかし、電気を環境配慮の視点から選択するには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき現状情報開示されているCO2排出係数だけでは情報としては不足で、各発電事業者がどのような電源で発電し、供給されているのかについての情報開示が必要だと思うからです。

○電気の“原材料”表示の義務化を！！

私達は、2011年3月11日以降の福島原発事故に遭遇して、長い間国と電力会社に欺かれていたことに気付き、愕然としています。世界一危険で高い原発による電気を“安全”だと思い込まされて、有難がって使っていた訳です。電気が自由化されるのを機に、もうこれ以上欺かれたくありません。これからは私達も賢くなって、何を原材料としている電気なのかしっかりと見極めて、選んで買いたいと思っています。現在の日本国内では、国民の健康被害を無くす為に食品の添加物、原材料等の表示は厳しく義務づけられ、消費者が安全なものを選べる様になってきました。電気についても同様ではないでしょうか！？特に原発による発電では、もし事故が起こればあらゆる命を破壊することが、チェルノブイリや福島で証明されました。そして今後は自分達や未来の子ども達の命を守る為、原発による電気は絶対に使いたくありません。必ず原材料を表示して、安全で安心な電気を国民が選べる為の法整備をして下さい。よろしくお願い致します。

②日本生活協同連合会からの意見（該当部分抜粋）

1. 消費者への電源構成の情報公開・情報提供について

消費者が、電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得られて、選択できるようにするために、料金体系・サービス・供給条件などに加えて、事業者の電源構成に関する情報について、インターネット上での情報公開・消費者への情報提供を義務づけること、また、消費者がそれらを容易に比較できるよう条件整備を図ることを要請します。当面、2016年4月からの制度は、事業者の負担なども考慮し、シンプルに、以下のような形での導入が望ましいと考えます。

①電源構成の情報公開は、EUをはじめとしたヨーロッパ諸国（英国、フランス、ドイツなど）と同様に、事業者に対して事業者に対して事業者全体の前年度の実績値（前年度の取りまとめ前は前々年度の実績値）を法的に義務づける方法が望ましいと考えます。

②電源構成は、「原子力発電」「石炭火力発電」「石油火力発電」「LNG火力発電」「水力発電」「太陽光発電」「風力発電」「バイオマス発電」「地熱発電」など、具体的な発電源の名称と比率を示すように求めます。「揚水発電」も「水力発電」の内数として、その比率を示すことが適当と考えます。

③FIT制度による交付金の交付を受けた再生可能エネルギーについては、その旨がわかるように、消費者にとってわかりやすく記載する方法で示すことが適当と考えます。

④他社から調達した電気に関する電源の仕分けについては、事業者の負担を考慮し、発電所を特定せずに電気を調達する場合、常時バックアップを受けて調達する場合、卸電力取引所（分散型・グリーン売電市場を除く）を通じて調達する場合のいずれも、「その他」と分類するのが適当と考えます。

③消費者の選択のための電源表示を求める運動 一般社団法人全国消費者団体連絡会ほか賛同42団体からの意見

【要望】

消費者が電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得られ、比較検討し、選択できるようにするために、適切な情報公開を行うこと。特に、電源構成（その電力メニューがどのような電源によって発電されたものか）について、表示のルールを定め、情報公開を義務付けること。

【理由】

どのような方法で発電された電気を販売しているのかという情報は、消費者が電力の購入先を選ぶにあたって重要なファクターと考えています。この点について、事業者によって表示の内容や条件が異なることがないよう、表示のルールを行うこと。また、事業者間の比較ができるよう、全ての電力小売事業者に表示を義務付けることが必要です。

5. 電源構成を供給する電気の特性として販売する際の説明ルール

○前回WGにおいては、電源構成の開示の義務化の議論とは別に、電源別メニューなど、電源構成を供給する電気の特性として販売する際のルールとして、ガイドラインにおいて明確なルールを定める必要のある事項として、以下の点について、考え方や論点を示したところ。

○「今回改めて検討」との記載がない事項については、前回WGにおいて特段の異論が示されなかったところ。

<検討事項①>

■ これから需要家に販売しようとする電気の電源構成を説明する場合、いつの時点の電源構成を供給する電気の特性として販売することが適切か(過去の実績を用いることで足りるのか、実際に販売する電気の電源構成とするのか)

→ 実際に販売する電気の年度(4月1日～翌年3月31日まで)のkWh(販売する期間が年度に満たない場合は、当該販売する日から当該日が属する年度の末日(3月31日))を単位として、販売することとする。

(※)小売電気事業者は、実際には、供給計画や電気の調達計画を踏まえて、どの程度特定の電源構成を供給する電気の特性として販売することが可能かを判断。

<検討事項②>

■ 電源構成を供給する電気の特性として販売する際に開示が必要な電源の内訳

→ FIT制度により交付金の交付を受けた電気についての説明・表示方法について今回新たにお示しした内容(→22、23頁参照。)を踏まえて、今回改めて検討(→論点1(45頁)。)。

<検討事項③>

■ 電源構成を供給する電気の特性として販売する際にFIT制度により交付金を受けた電気の説明・表示方法

→ 今回改めて検討(→22、23頁参照)。

＜検討事項④＞

■ 他社から調達した電気に関する電源の仕分けの方法

(1) 供給を受ける発電所を特定して電気を調達する場合の扱い

→ 当該発電所の電源種を持った電気としてカウントする。

(2) 発電所を特定せずに電気を調達する場合の扱い(常時バックアップや卸電力取引所を通じた調達を除く)

→ 実際の電源構成如何にかかわらず、「その他」と分類する。

(3) 常時バックアップを受けて調達する場合の扱い

→ 常時バックアップを供給する事業者に対し、実績値を参照する又は想定値を用いるなどの何らかの方法により、一定の電源構成を仮定した情報の公表を求め、これを当てはめる。

(4) 卸電力取引所(分散型・グリーン売買市場を除く)を通じて調達する場合の扱い

→ 実際の電源構成如何にかかわらず、「その他」と分類し、どのような電源(例えば、原子力など)が含まれるかについて、説明させる。なお、卸電力取引所による電源構成の開示の在り方として、どのような工夫がありうるか、今後検討する。

＜検討事項⑤＞

■ 供給する電気の特性とした電源構成と異なる電源構成となった場合

→ 販売当初から調達予定の電力に比して明らかに過大な顧客を獲得していた等の場合は業務改善命令の対象となる。事後的な整合性の確認のために必要な一般送配電事業者からインバランス供給を受けた電気の電源構成の振り分け方については、今回改めて検討(→論点2(45、46頁))。

○ 電源構成を供給する電気の特性として販売する際に開示が必要な電源の内訳

■ 火力発電②水力発電(3万kW以上)(※1)③原子力発電④再生可能エネルギー(※2)⑤FIT電気(※3)⑥その他としてはどうか。

(※1)揚水発電については、水力発電として分類。3万kW未満の水力発電については、(※2)及び(※3)の分類に従い、④再生可能エネルギー又は⑤FIT電気として分類。

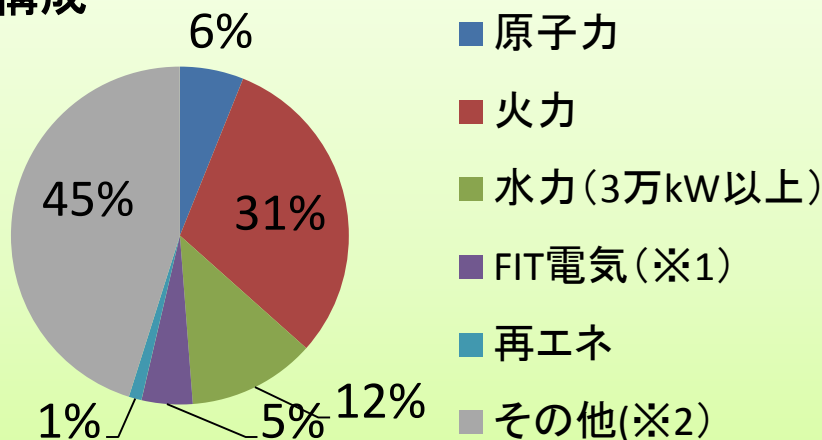
(※2)FIT制度による交付金を受けていない再生可能エネルギー電気

(※3)FIT制度による交付金を受けた再生可能エネルギー電気

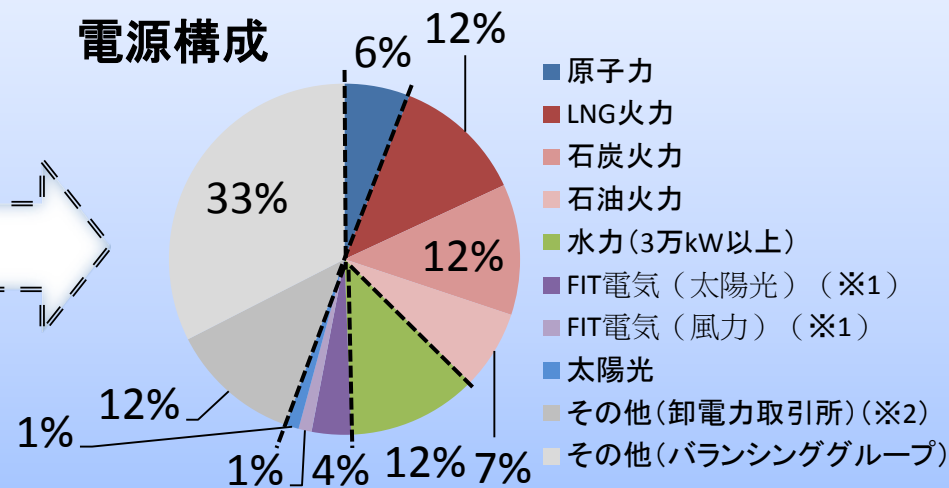
■ その上で、更に細かい電源の内訳を明らかにするかについては、小売電気事業者の判断に委ねることとしてはどうか。

(※)例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかやどのような燃料かといった点を踏まえた分類をすべきとの指摘もあるが、この点については、当然のことながら、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることを妨げるものではない。

電源構成



電源構成



(※1)説明の内容については、22頁参照

(※2)説明の内容については、44頁参照

→メニュー別係数を作成する際に最低限必要な開示

(※1)説明の内容については、22頁参照

(※2)説明の内容については、44頁参照

→より詳細な電源構成を開示することは、任意

■ 一般送配電事業者からインバランス供給を受けた電気の電源構成の振り分け方については、事後的な整合性の確認であるため、算定自体は可能であることから、以下の方法により個別に算定する方法としてはどうか。

■ インバランス供給を受けた電気の扱い

① 計画値同時同量制度を利用する場合

→小売電気事業者に発生する不足インバランスについては、インバランス供給を行った一般送配電事業者が供給する全ての電気の電源構成(＝事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウント

(※) 発電側インバランスとの関係について

(a) 特定の発電所からの電気の調達を受けることとしている場合

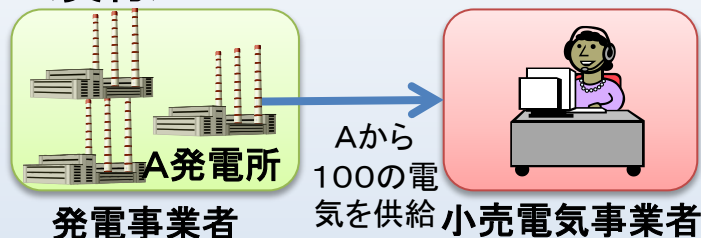
以下のいずれかの方法により算定することとしてはどうか。

(i) 発電側インバランス分については、当該インバランス供給を行った一般送配電事業者が供給する全ての電気の電源構成(＝事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウントする。

(ii) 契約により特定の発電所からの電気の調達を受ける場合、その契約に基づき調達を受けることとしている量の電気は、当該発電所から発電した電気としてカウントする。

→特定の発電所からの電気の調達を受ける契約をしていたとしても、調達した電気が必ずしも特定の発電所からの電気ではない場合もありうるが(下記の図参照)、計画値同時同量制度は、発電側と小売側それぞれでインバランスを算定することとしており、発電側のこのような事情は小売電気事業者は知り得ないことに配慮。

<契約>



<実際>



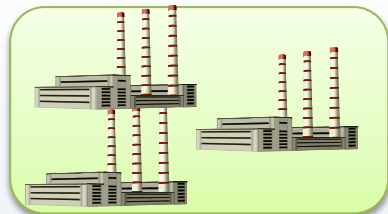
(b) 発電所を特定せずに電気を調達する場合

以下のいずれかの方法により算定することとはどうか。

- (i) 発電側インバランス分については、当該インバランス供給を行った一般送配電事業者が供給する全ての電気の電源構成(＝事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウントする。
- (ii) 契約により特定の発電所からの電気の調達を受ける場合、その契約に基づき調達を受けることとしている量の電気は、当該発電所から発電した電気としてカウントする。

(※) 発電・送配電を一貫で行っている一般送配電事業者が供給する電気の電源構成については、発電用・送配電用の電気それぞれを区別することは現実的に困難であることから、発電事業用の電気も含めた一般送配電事業者たる会社が供給する全ての電気の電源構成としてはどうか。

(※) 旧一般電気事業者のうち発電・送配電を一貫で行っている事業者における発電部門の発電側インバランスについては、48頁の方法により算出された値をインバランスとしてみなすこととし、当該算出された量の電気については、当該一般送配電事業者が供給する電気の電源構成を持った電気としてカウントする。



発電事業者

<例>	発電計画量	実発電量	インバランス
発電事業者	300	250	-50

インバランス供給を行った
一般送配電事業者の電源構成を
持った電気とカウント

② 実同時同量制度を引き続き利用する場合

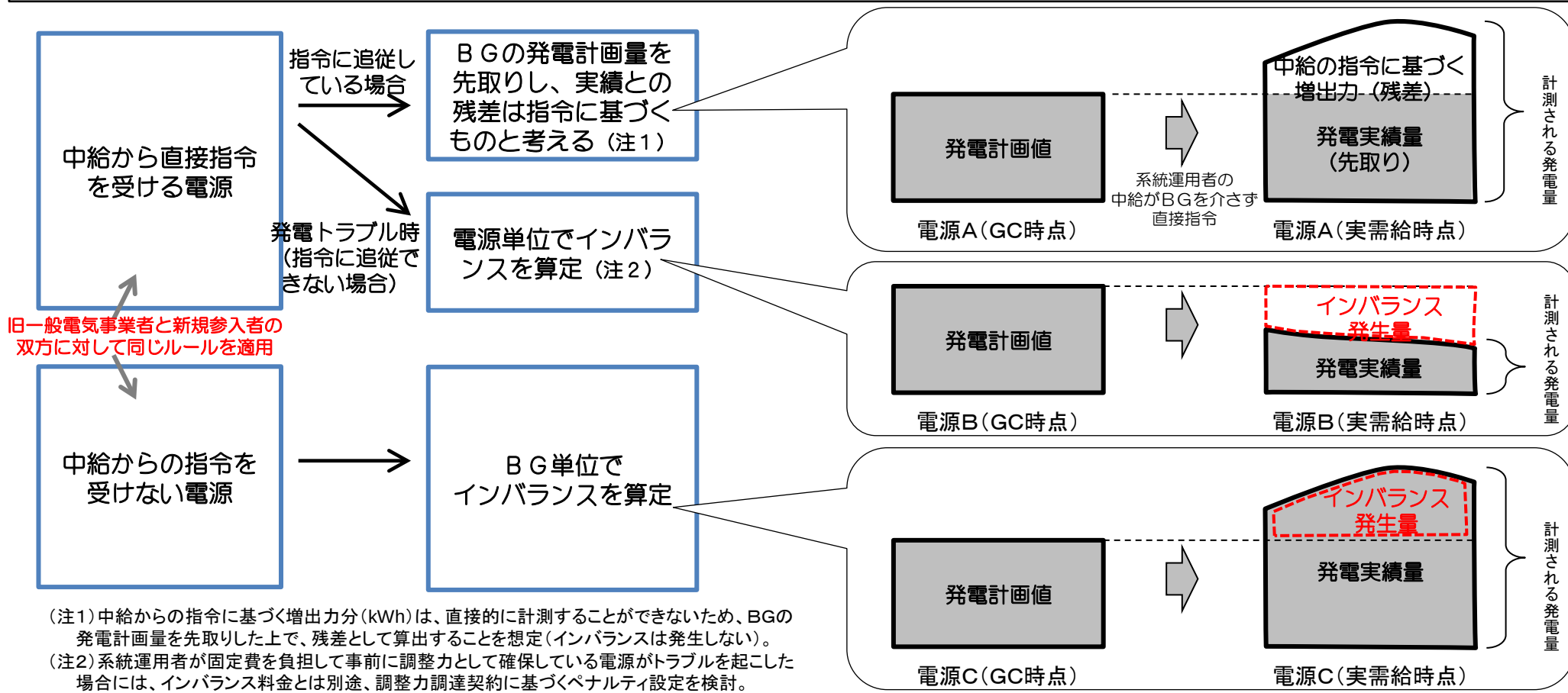
→ インバランス供給を行った一般送配電事業者が供給する全ての電気の電源構成(＝事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウント

第13回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

- 小売全面自由化以後は、実同時同量制度から計画値同時同量制度へ移行。
- 具体的には、以下のとおり、発電側は実発電量と計画発電量の差分、小売側は計画需要量と実需要量の差分をそれぞれインバランスとして算定する。

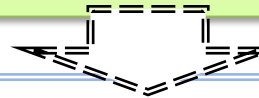
	事業者	計画量 (発電量／需要量)	実量 (発電量／需要量)	インバランス	精算
発電部門	一般電気事業者の 発電部門	500	530	(次ページ参照)	(次ページ参照)
	その他発電事業者	300	310	+10 (310－300)	10の余剰インバ ランスを売り渡し
	発電合計	800	840	-	-
需要部門	一般電気事業者の 小売部門	500	550	-50 (500－550)	50の不足インバ ランスを買取
	その他小売事業者	300	290	+10 (300－290)	10の余剰インバ ランスを売り渡し
	需要合計	800	840	-	-

- 発電・送配電を一貫で行っている事業者における発電側インバランスの特定方法が継続検討課題(次頁参照)。
- 中給から指令を受けない電源については、BG単位での計画と実績の差をインバランスとし、他方、中給から直接指令を受ける電源については、指令に追従している時は平常時は計画と実績の差はすべて中給からの指令によるものとみなし、発電トラブル時は計画と実績の差をインバランスとして電源単位で精算することとしてはどうか。
- また、イコールフットィング確保のため、旧一般電気事業者と新規参入の発電事業者の双方に対し、同一ルールを適用してはどうか。



6. その他(特定の事項(電源構成を除く。)を供給する 電気の特性とする電気を販売する際のルール)

- 前回WGにおいては、「温対法又は自主行動計画などに基づきCO₂排出量についての一定の規制が行われることを前提として、その規制で当然にやらなければならないCO₂排出量の抑制の範囲を超えてCO₂排出量削減に追加的な貢献をした場合に限り、低CO₂メニューを認めるべきではないか、そのような場合でないと、低CO₂化に資することを行ったという需要家の期待に沿うことにはならないのではないか」、との意見があったところ(次頁の議事概要参照)。
- そこで、このような場合に限定して、CO₂を供給する電気の特性とすることを認めるべきか。



小売電気事業者に対するCO₂排出量についての規制は、現時点では存在しないことから、一定の規制があることを仮定した議論を行うことは困難ではないか。

また、低CO₂メニューを選好する需要家が増加すれば、その低CO₂メニューを更に導入するための低CO₂電源への投資を行うインセンティブに繋がることになるため、上記の場合以外であっても、低CO₂化に資することとなる場合はありうるのではないか。

そのため、CO₂を供給する電気の特性とすることについては、上記の場合に限定すべきではないのではないか。

もっとも、上記の御意見も踏まえると、低CO₂メニューの割合を増やそうとする場合において、例えば、単に低CO₂メニュー以外で既に供給する電気のCO₂排出係数を上げることで対応することは不適切ということとなり、少なくとも需要家はその点を確認できることが望ましいといえる。

そこで、電源構成及びその割合並びに表示された電源毎のCO₂排出係数に加えて、CO₂を供給する電気の特性として販売する電気以外の電気のCO₂排出係数についても説明を求めることも考えられるが、この点についてどう考えるか。

その他の具体的なルール(案)については、53頁のとおり。

○ 議事概要＜松村委員＞

仮に排出係数0.3という電源と0.7という電源があったとして、仮にその2種類の電源しかなかったとします。温対法、あるいは自主行動計画、あるいはもっときつい規制かもしれませんが、排出係数は0.5だという規制がかかったとします、この後。そうすると、0.5というのを守るためには、2種類しか電源がなければ、0.3のものを半分、0.7のものを半分というのが、これが限界ということで、0.7のほうがコストが低かったとしても、50%以上にはできないという、こういう状況にあったとします。

このときに、平均では0.5の排出係数なんだけれども、あなたのメニューとして、排出係数0.3の電気を売りますって、こういうメニューをつくったとして、通常なら10円の料金のものを、コスト高の低炭素のものなので11円払ってくださいと、こういう格好で消費者が喜んで買ったとしますね。そうすると、自然体でも規制がかかっていて0.5にしないといけないから、半分はどのみち0.3にしないといけないわけで、半分以上を超えるお客さんがそっちのメニューを買ってくれば電源構成は変わるんですけども、仮に4割のお客さんが買ったとしても、そのままだったらどのみち自然体でそうせざるを得ないという内数があるということになるので、その結果として、その行動、そのメニューを買ってくれたということがあったとしても、その事業者の行動、一切変わらないし、炭素の排出量も全然減らないわけです。ところが、消費者はどういう期待で買っているかというと、低炭素のメニューを買っている。平均の排出係数は0.5で、この電源は0.3だと。だから私は低炭素に資するんだと思って買っているわけですね。でも、実際には全然低炭素に資することはないなんていうことになったら、それはもうほとんど詐欺じゃないかという気がするわけです。

(中略)

・・・ほかの規制で当然にやらなければいけない量というところまで低炭素メニューですっていう格好で売れるなどというようなことがあったとすると、もうこれはほとんど詐欺という格好になりかねないわけです。

この制度設計、どうなるかというのがまだ見えてない段階で言うのはとても難しいわけですが、仮にそういう格好で排出係数の規制だとかっていうようなリジットなものが入ったとすると、そういうメニューで売ったものはそういう類いの規制の分を外して、それ以外でちゃんと守るとかいうようなことをきちんとルールとして定めた上で、このようなメニューというのを売ることがあるとすれば意味があると思いますが、そうでなければ、消費者は低炭素に資するんだと思って買っているんだけど、実際にはほとんど役に立っていなかったなどということになったら、ちょっと余りにもひどい状況なのではないか。ここまで緩い格好でメニューというのを認めてもいいのかというふうに思います。

① 説明を義務付ける内容について

→ 電源構成及びその割合並びに表示された電源毎のCO2排出係数

② いつの時点のCO2排出係数を商品特性として販売することが適切か

→ 電源構成の説明と同様、実際に販売する電気のCO2排出係数。

(※) 温対法に基づき特定排出者が温室効果ガス排出量の算定に用いることとされる電気事業者のCO2排出係数は、報告対象期間の前年度とされている。そのため、特定排出者に対し、CO2を供給する電気の特性として販売する場合には、温対法上の報告に用いることができるCO2排出係数(説明する時点において温対法に基づく経済産業大臣及び環境大臣による告示がされていない場合は、前々年度のCO2排出係数及び温対法上の報告に用いることができるCO2排出係数の告示後速やかに需要家へ伝える旨)を併せて説明・開示すると共に、販売する電気のCO2排出係数は、温対法上の報告に用いることができるものとは異なる旨を説明・開示することが望ましい。

③ CO2排出係数算出の時間的単位について

→ 電源構成の説明と同様、販売する電気の年度(4月1日～翌年の3月31日まで)を単位(販売する期間が年度に満たない場合は、当該販売開始日から当該開始日が属する年度の末日(3月31日)まで)とする。

④ その他の事項について

→ 温対法に基づき特定排出者が報告する温室効果ガス排出量の算定方法の考え方に準じて算出を行うこととする(電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(20150325産局第13号・20150325資庁第1号・環地温発第1503306号)平成27年4月1日)参照)。

前回WGにおいては、「地産地消」について、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、との意見があったところ(以下の議事概要参照)。また、燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか、などの議論があるところ。そこで、どのような場合に、「地産地消」と説明し、販売することを認めるべきか。



上記の意見や議論を踏まえると、発電所の立地場所と供給場所についての地域的同一性を前提に、どのような場合に「地産地消」であることを認めるべきかについては、様々な考え方がありうるところ。また、それ故「地産地消」について、需要家がどのようなことを求めているかについても、様々なであると考えられる。

そこで、「特定の地域の発電所との契約により、同じ地域でその調達した電気を販売し、消費する場合であること」を前提として、具体的にどのような点で地産地消なのか説明することを求めることとしてはどうか。具体的なルールについては、次頁のとおり。

→ 小売電気事業者の創意工夫の範囲を広げるとともに、需要家にとっても、自らが求めている「地産地消」であるかについて、正しい選択を行うことが可能となるのではないか。

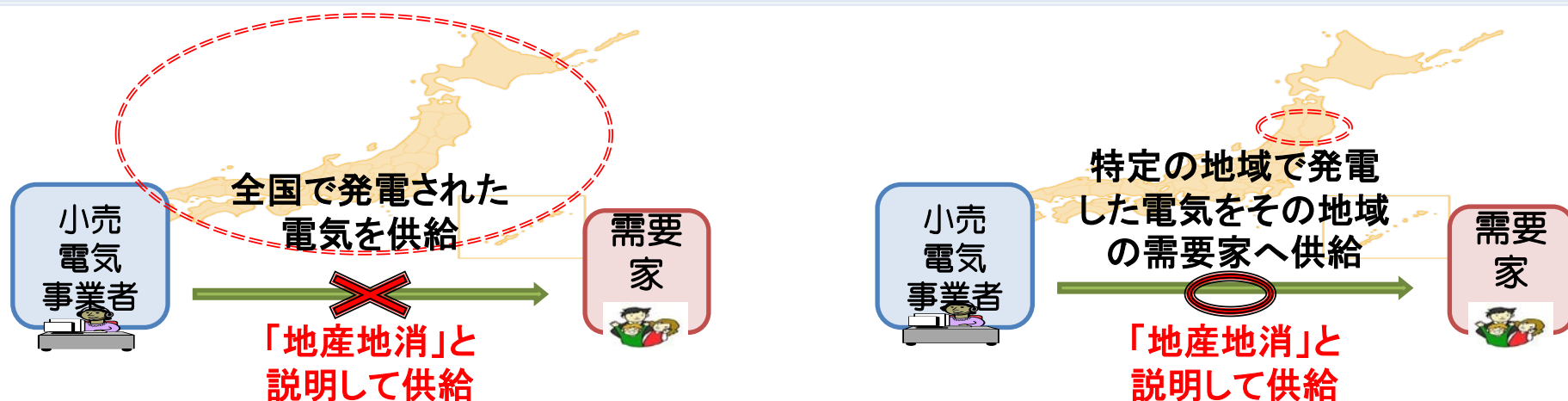
○ 議事概要<松村委員>

地産地消ですが、地産地消も推進すべきことで、それをメニューに組み込むというのはとても望ましいことだと思うんですが、これ、ここで事務局案で出てきている禁止するというのは、例えば関東地方だとか東北地方だとかって、これはないでしょうということは明確に言っていて、それは正しいと思うのでいいと思うんですが、例えば何々県とかっていう都道府県単位でもいいのかというと、そんなことを言ったら、福井県だとか青森県だとかあるいは茨城県だとかってというような電源地帯の県であれば、ほぼ必然的に地産地消ということになっちゃうわけなんですけれども、それが本当に消費者の求めている地産地消なんではないか。むしろ、基幹送電線にほとんど電気を流す必要のないような範囲で、本当に地産地消していますとかっていうようなブランドを大切に育てるべきなのではないか。したがって、安直に地産地消というようなメニューというのをつくるのではなく、本当に地産地消に対応していると思われるようなものに関して認めるということが本来正しいのではないかと私は思います。

①地産地消と説明することが適切な場合について

地産地消とは、特定の地域の発電所との契約により、同じ地域でその調達した電気を販売し、消費することをいい、地域の範囲を限定しない。

(※)ただし、地産地消という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であることを供給する電気の特性とする電気を販売することは必ずしも望ましいとはいえない。少なくとも、現在の一般電気事業者の供給区域のような広さで「地産地消」と表示できるのであれば、現在の一般電気事業者の 販売する電気はほぼ全てが「地産地消」になってしまい、競争条件の公平性の観点からも望ましくない。



②説明を義務付ける内容について

→ 対象とする地域及び、どのような点で地産地消であるか(例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい。)

③算出の時間的単位について

→ 販売する電気の年度(4月1日～翌年の3月31日まで)を単位(販売する期間が年度に満たない場合は、当該販売開始日から当該日が属する年度の末日(3月31日)までとする)。